

令和7年度

第1回恵庭市都市計画審議会

令和7年6月26日（木）

恵庭市企画振興部

まちづくり拠点整備室まちづくり推進課



第1回恵庭市都市計画審議会

報告案件

恵庭市立地適正化計画の 基本方針について

恵庭市立地適正化計画の基本方針

目 次

1. 立地適正化計画の概要

2. 現状と課題

3. まちづくりの方針

4. 目指すべき都市の骨格構造と施策・誘導方針

5. 区域設定の方針

6. 策定スケジュール

7. 今後の主な都市計画スケジュール（案）

1. 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、人口減少社会や激甚化する自然災害に対応することを目的に、居住や都市機能の集積を誘導することによって「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築に向けた取組を推進するための計画です。都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部になります。

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと
当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの
医療、福祉等の
都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について
届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について
届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持する
エリアを設定

災害リスクも踏まえながら公共交通沿線への居住誘導

◆区域内における居住環境の向上

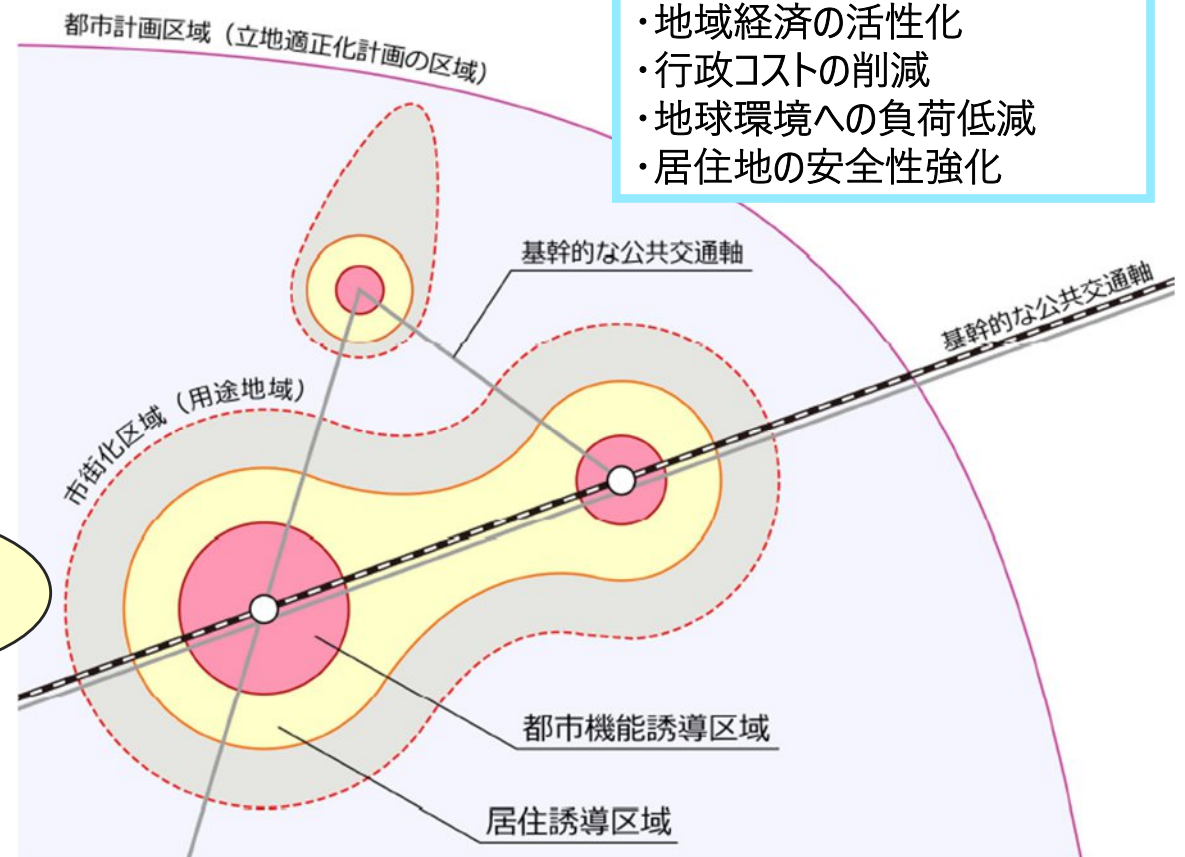
- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、
届出、市町村による働きかけ

効果の例

- ・生活利便性の維持・向上
- ・地域経済の活性化
- ・行政コストの削減
- ・地球環境への負荷低減
- ・居住地の安全性強化



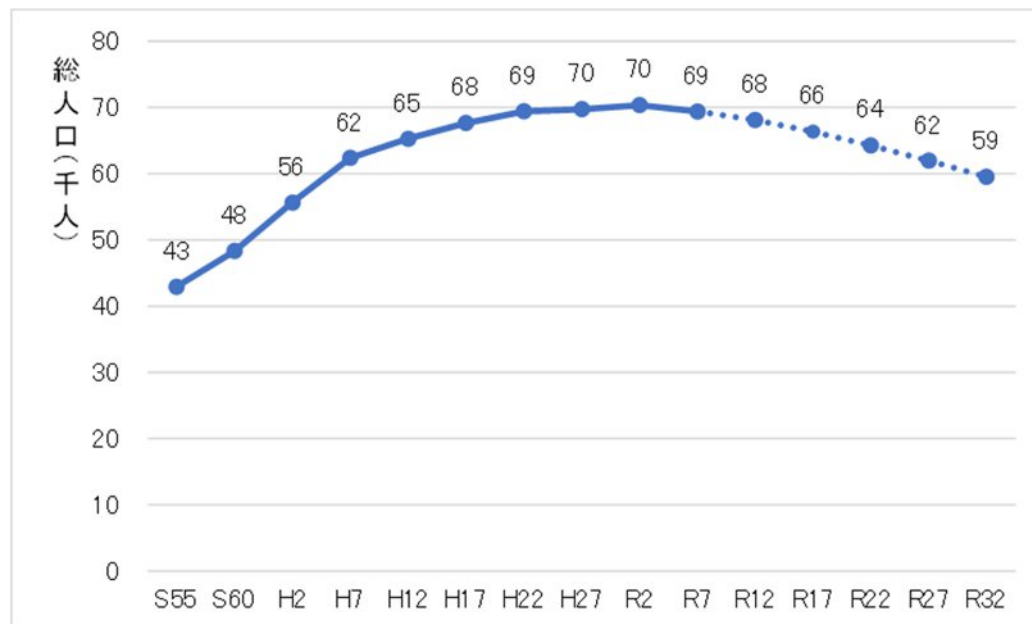
立地適正化計画制度のイメージ

2. 現状と課題

(1) 人口

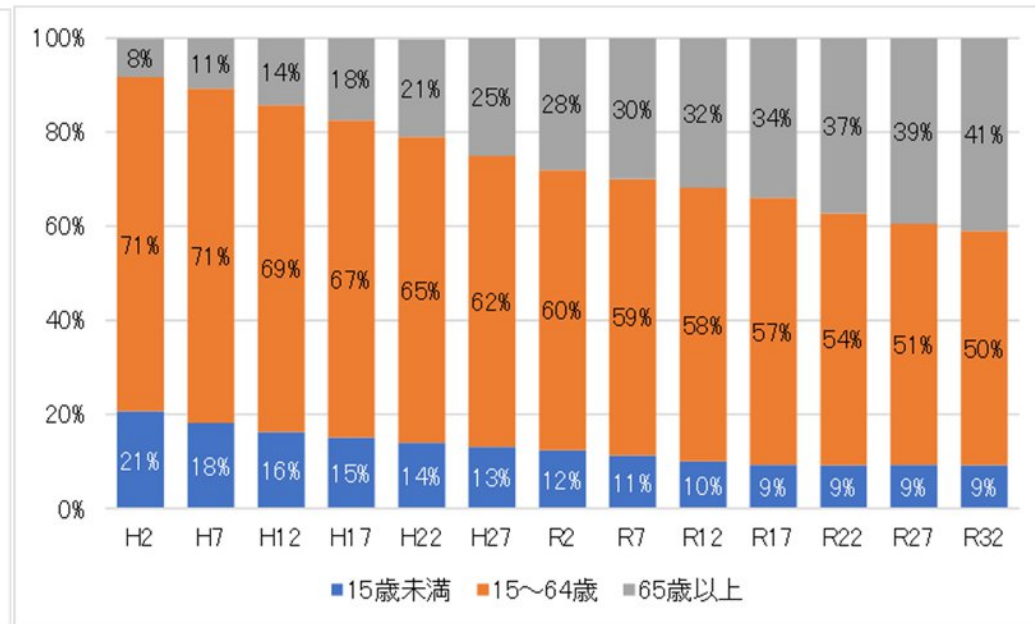
総人口が令和32年には約5.9万人に減少する見込み。
高齢化率は41%に達する見込み。

恵庭市の人口見通し



出典：国立社会保障・人口問題研究所

恵庭市の年齢階層別人口構成比の見通し

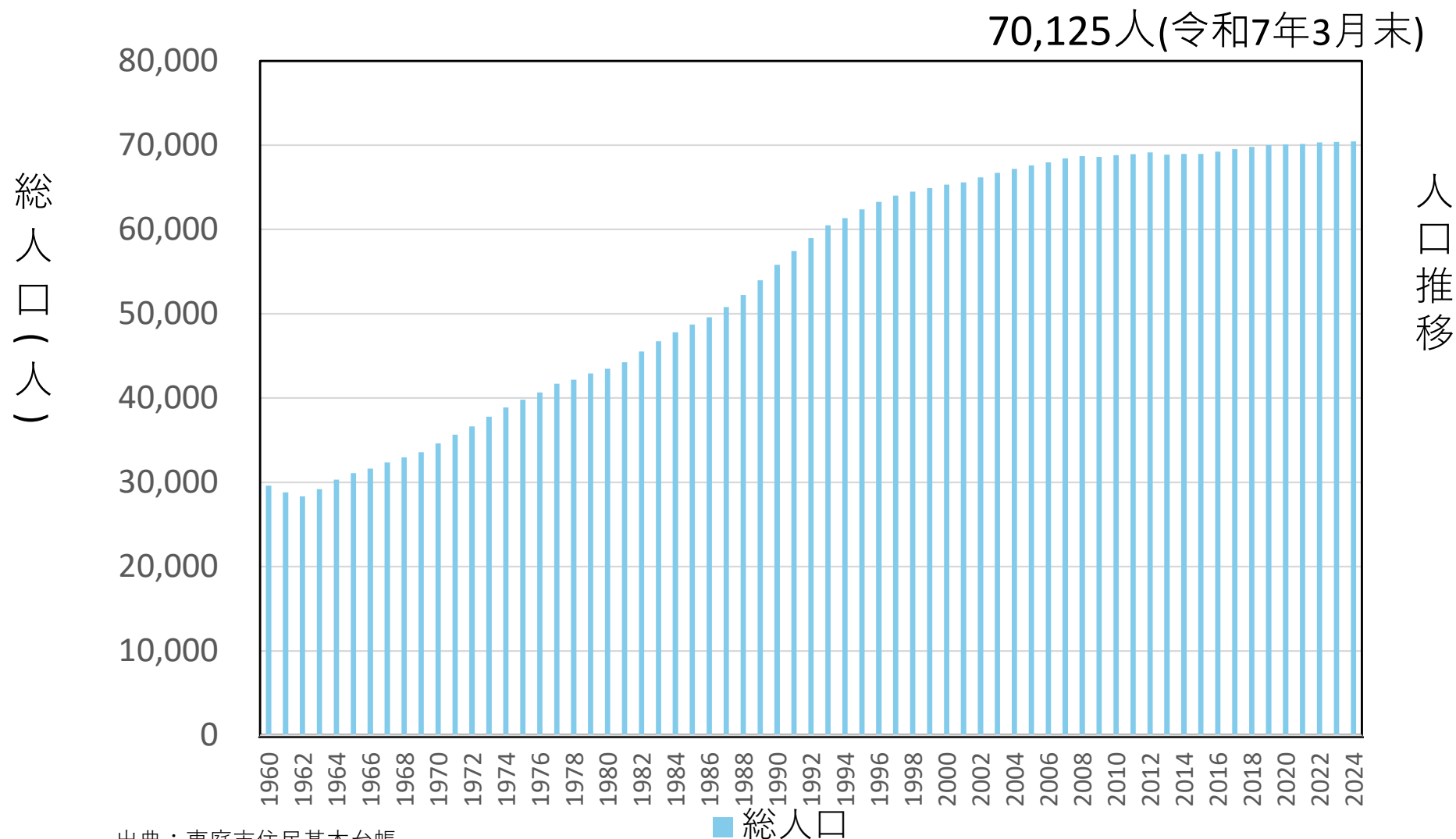


出典：国立社会保障・人口問題研究所

2. 現状と課題

(1) 人口

総人口が令和元年には7万人を越え、現在（令和7年）まで横ばいである。

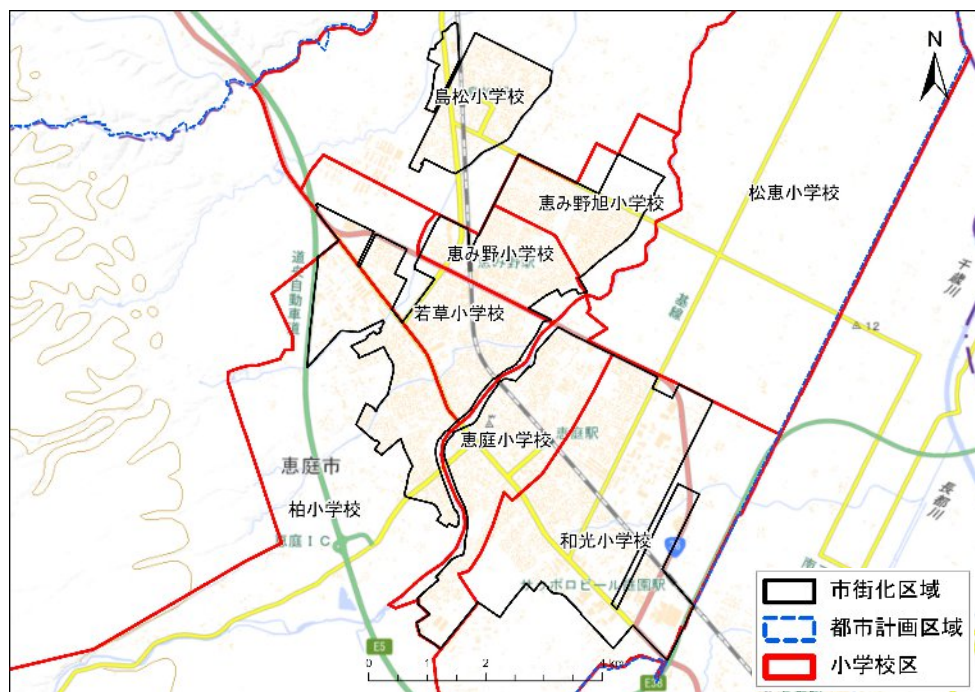


2. 現状と課題

(1) 人口

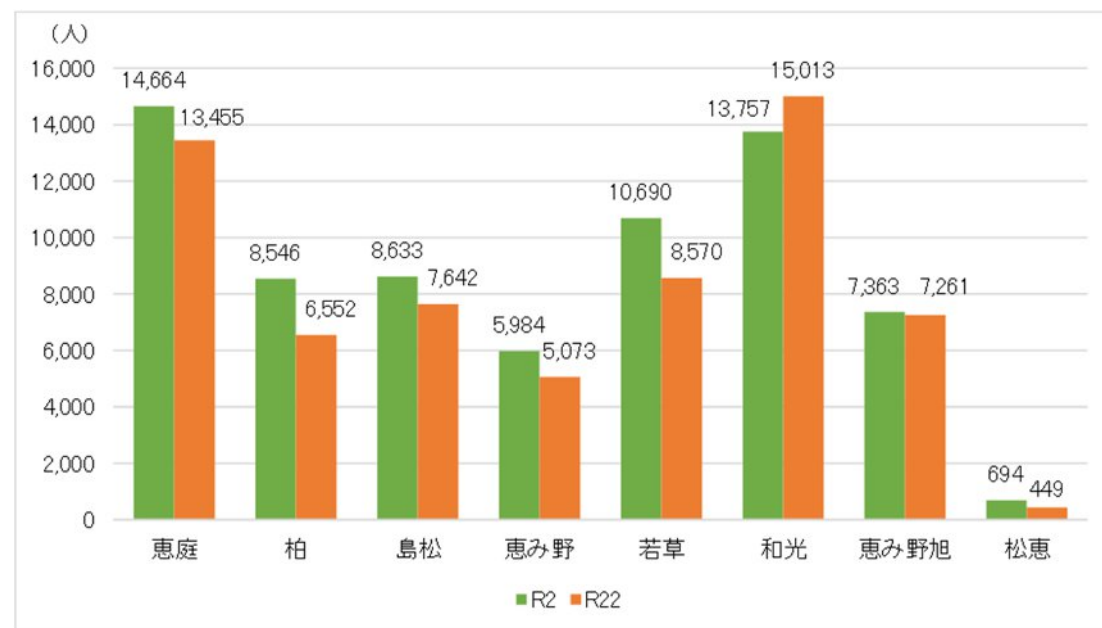
小学校区別の将来人口は、和光小学校区で増加、その他は減少する見込み。
柏小学校区や若草小学校区は減少幅が他の校区に比べて大きい。

小学校区



出典：国土数値情報 小学校区データ (R5)
著作権：国土地理院／Esri Japan

小学校区別人口（令和22年推計結果）



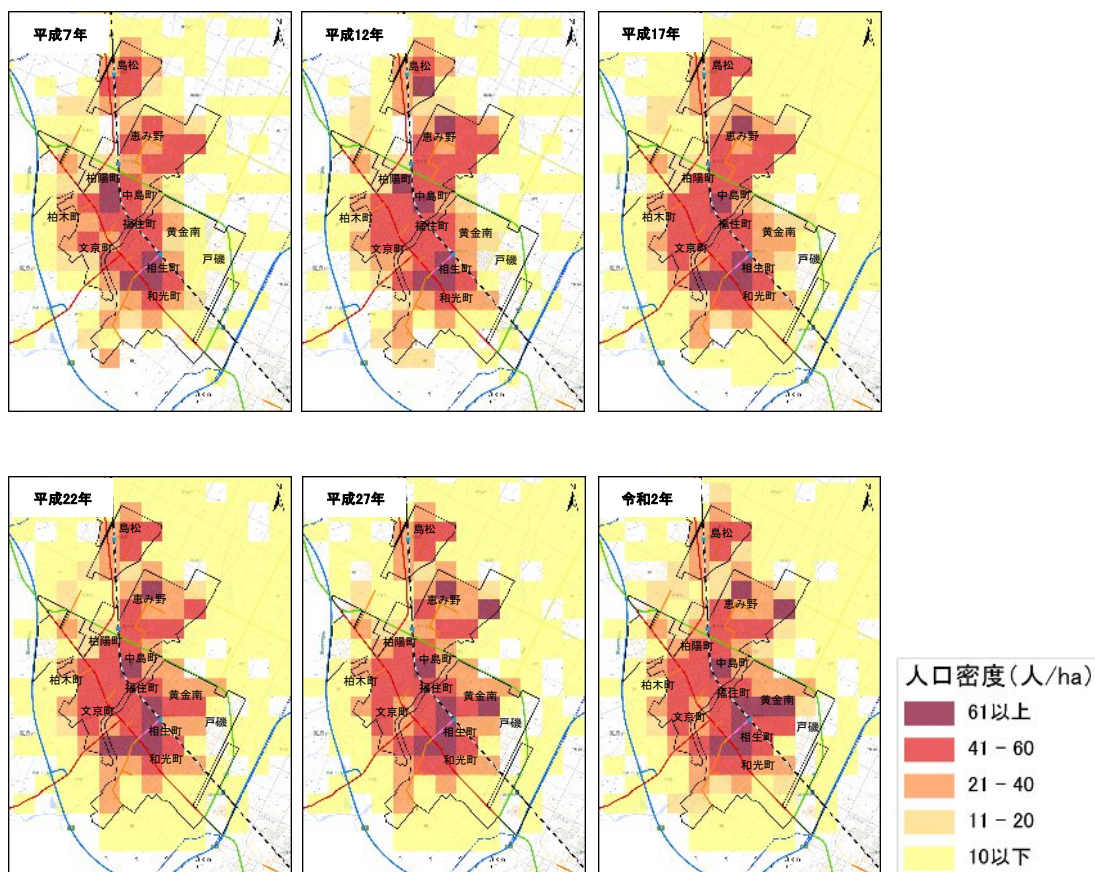
出典：国立社会保障・人口問題研究所

2. 現状と課題

(1) 人口

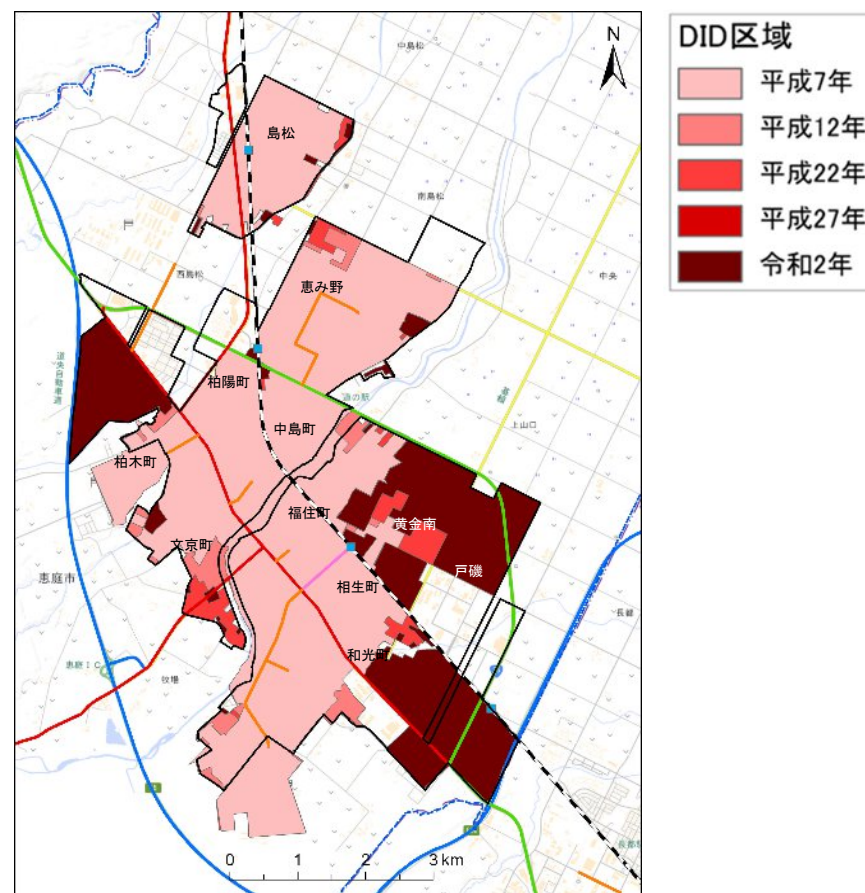
人口密度は、恵庭駅周辺や恵み野北、恵み野東で人口集積が進行してきている。
DID区域は年々広がっており、駅から離れた地域でも幹線道路沿いで拡大してきています。

人口密度の推移



出典：国勢調査 (R2) 著作権：国土地理院／Esri Japan

平成7年～令和2年 DID (人口集中地区) 拡大地域



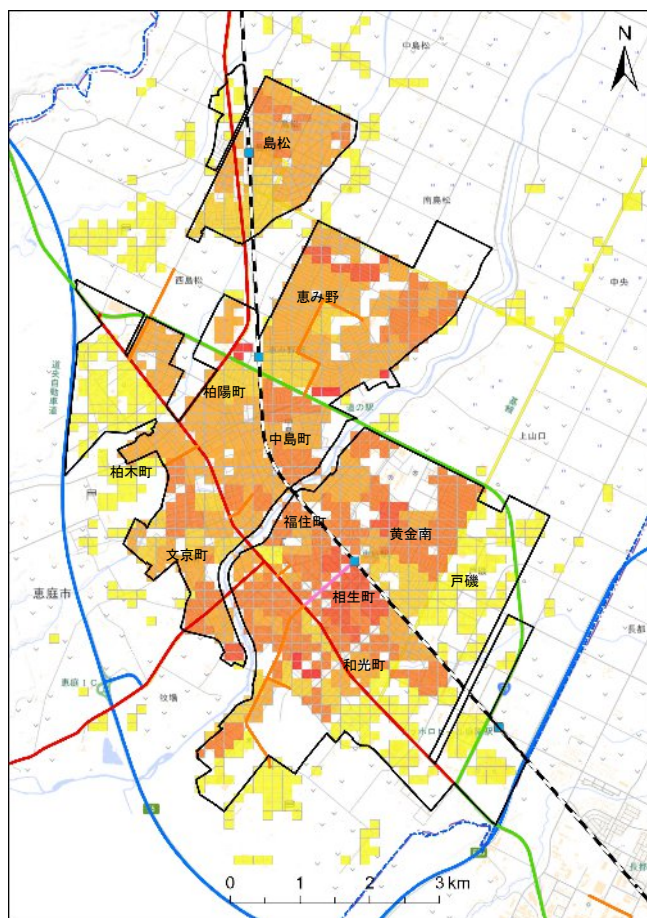
出典：国土数値情報 人口集中地区データ (H7-R2)
著作権：国土地理院／Esri Japan

2. 現状と課題

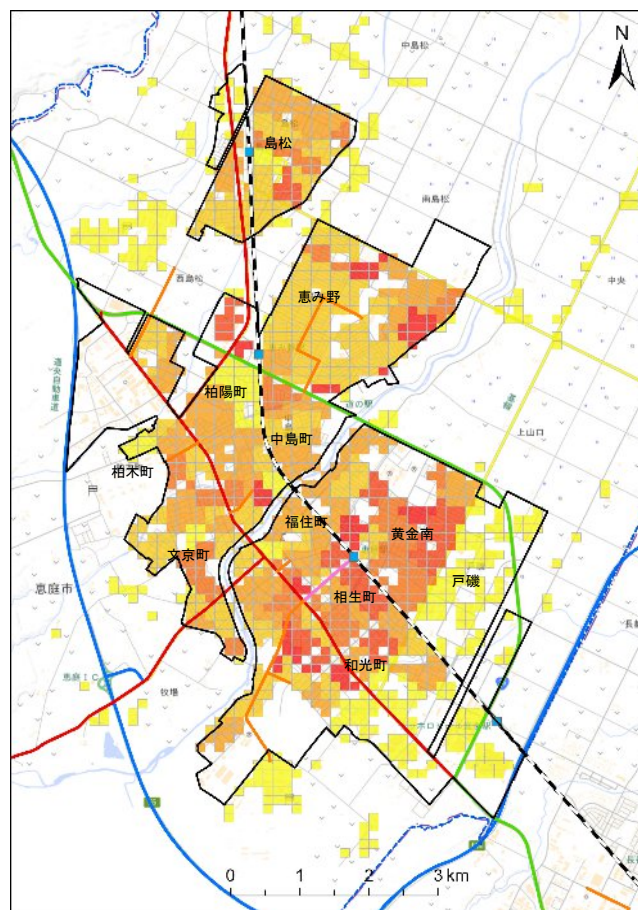
(1) 人口

令和22年時の人口分布は、恵庭駅周辺、有明町、恵み野東、恵み野里美に人口集中。
駅から離れた地域での人口集積の低下。

令和2年



令和22年

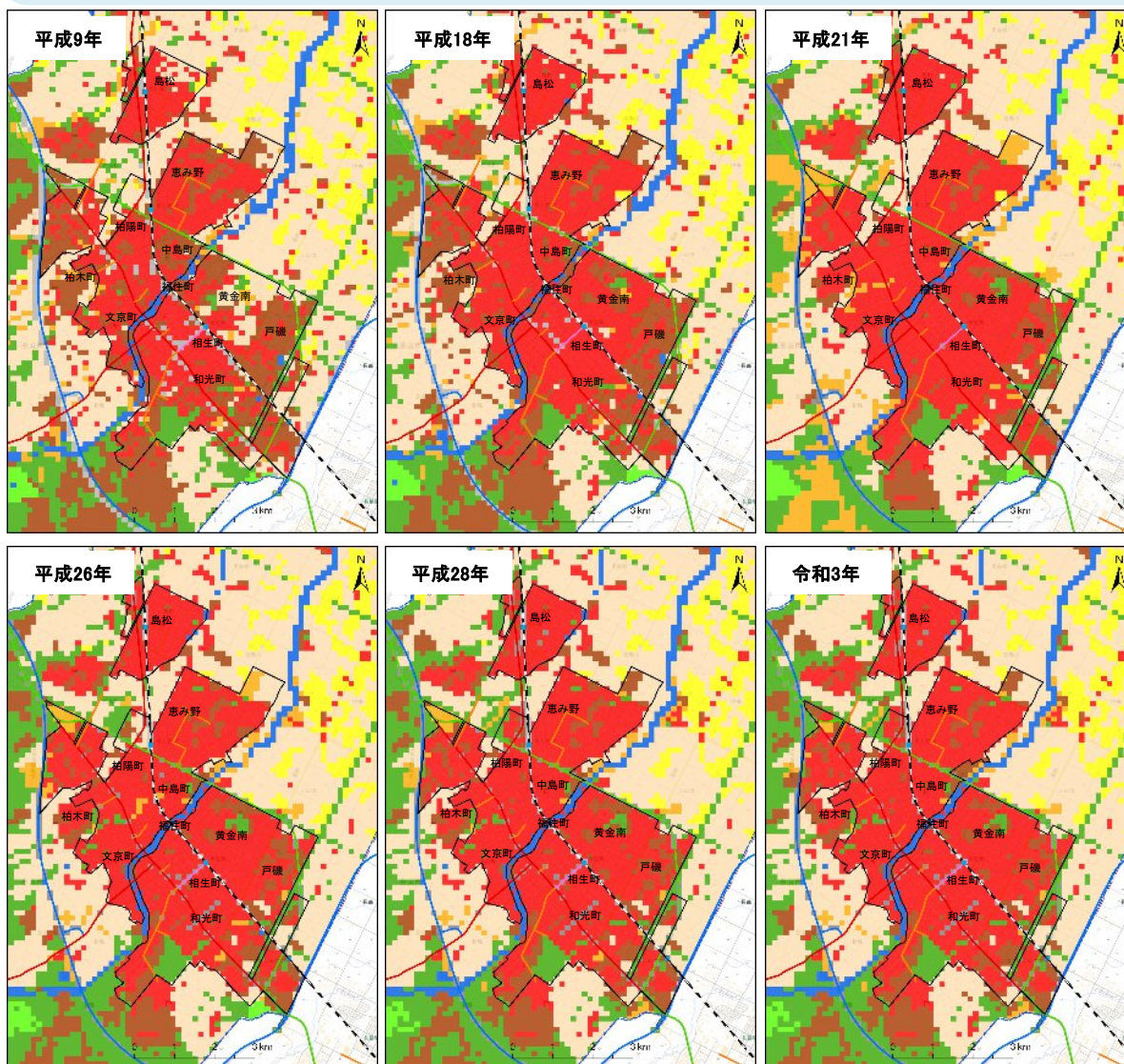


出典：国勢調査（R2）
国立社会保障・人口問題研究所
著作権：国土地理院／Esri Japan

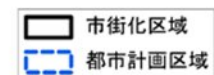
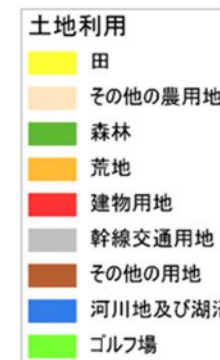
2. 現状と課題

(2) 土地利用

平成9年以降、開発が進行し市街化区域のほとんどが建物用地に変更。
森林等は計画的に保全されている。



土地利用状況の推移

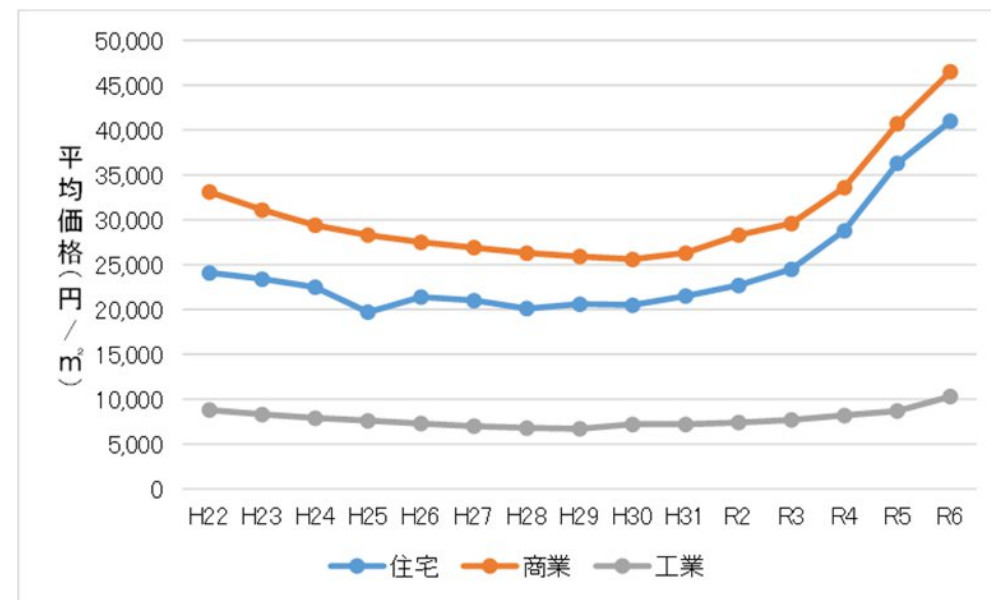
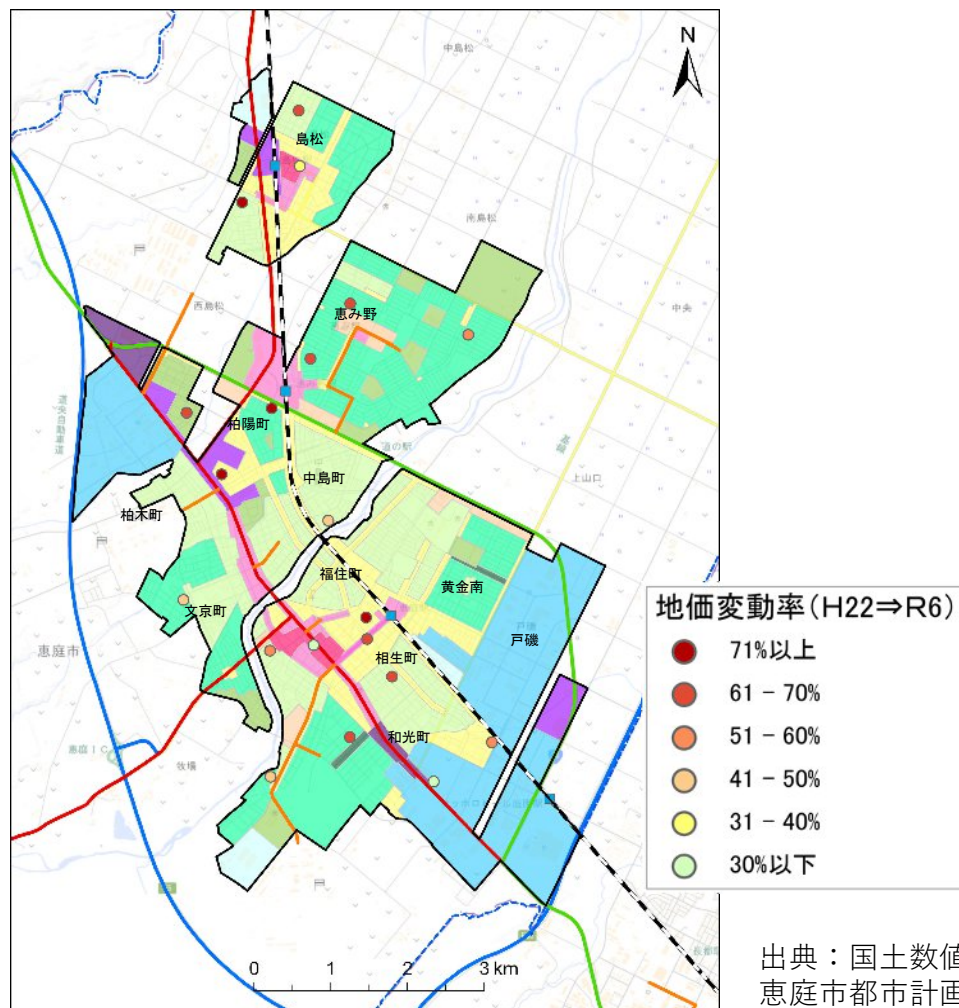


出典：国土数値情報 土地利用データ (H9-R3)
著作権：国土地理院／Esri Japan

2. 現状と課題

(2) 土地利用

本市の地価推移は、2010年から減少傾向にあったが、2019 年以降は上昇傾向。特に2022年以降は住宅、商業系が大きく上昇。



出典：平成22年～令和 6 年地価公示

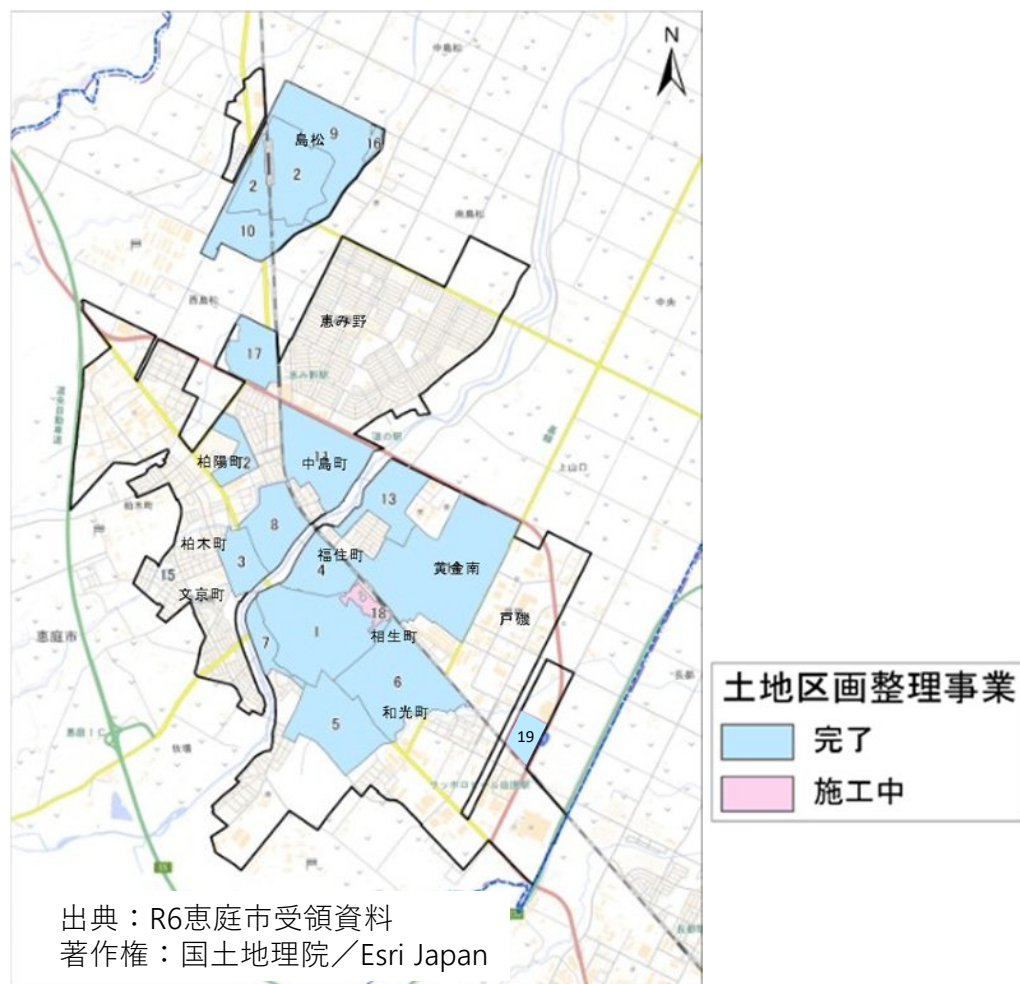
出典：国土数値情報 地価公示データ (H22・R6) /
恵庭市都市計画基礎調査 (R5) 著作権：国土地理院 / Esri Japan

2. 現状と課題

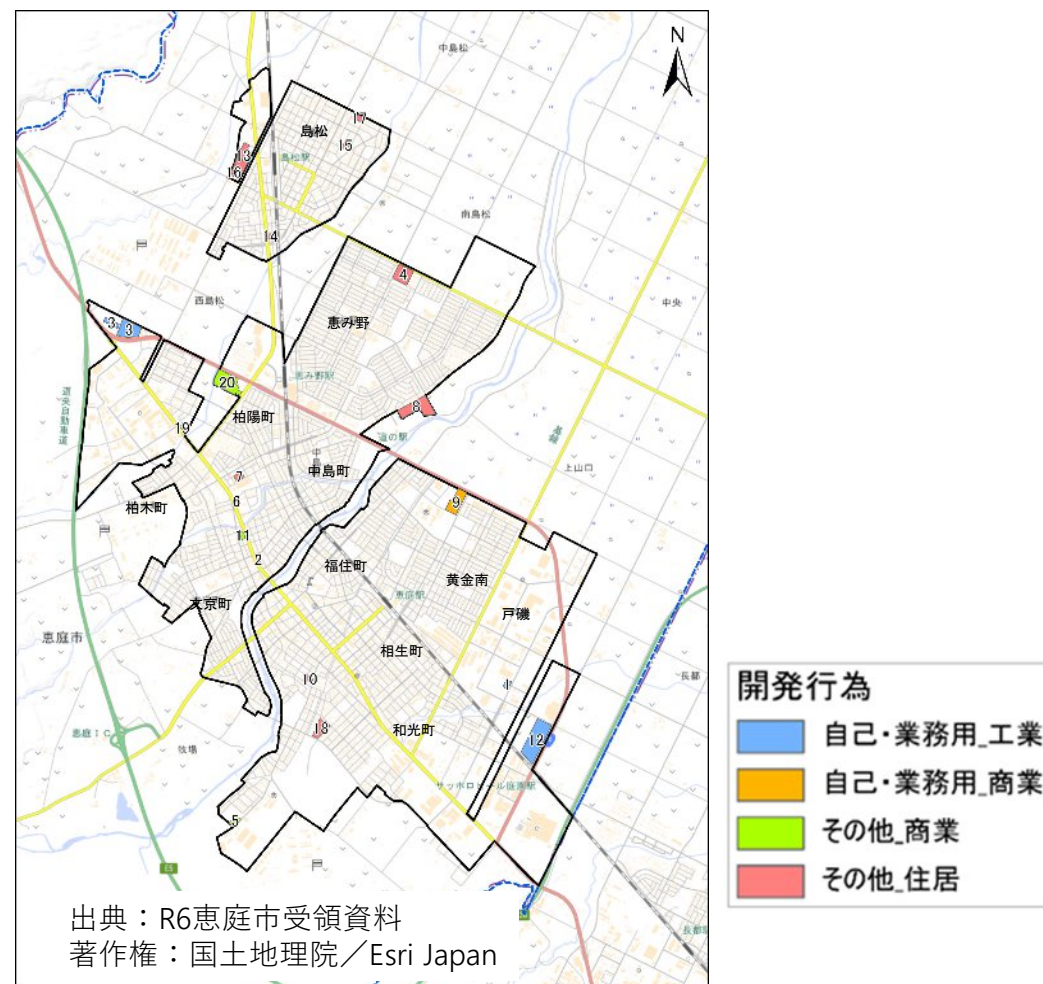
(2) 土地利用

土地区画整理事業は、昭和29年の恵庭地区を初めに、17地区698haの事業が完了。
平成25年以降の開発行為は20件（住居10件、商業7件、工業3件）。

土地区画整理事業



開発行為

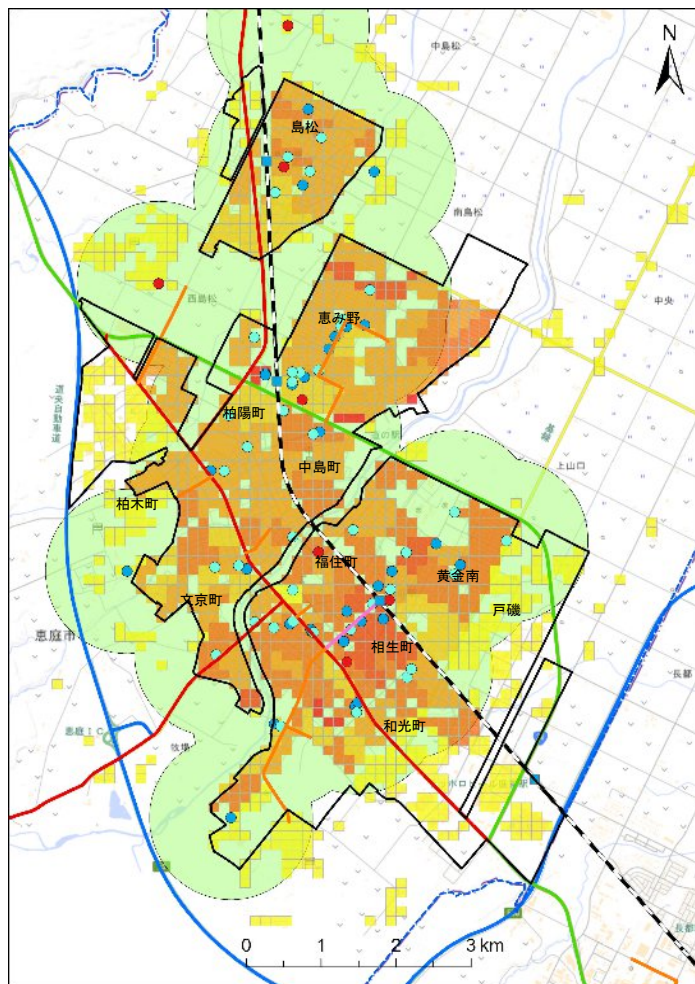


2. 現状と課題

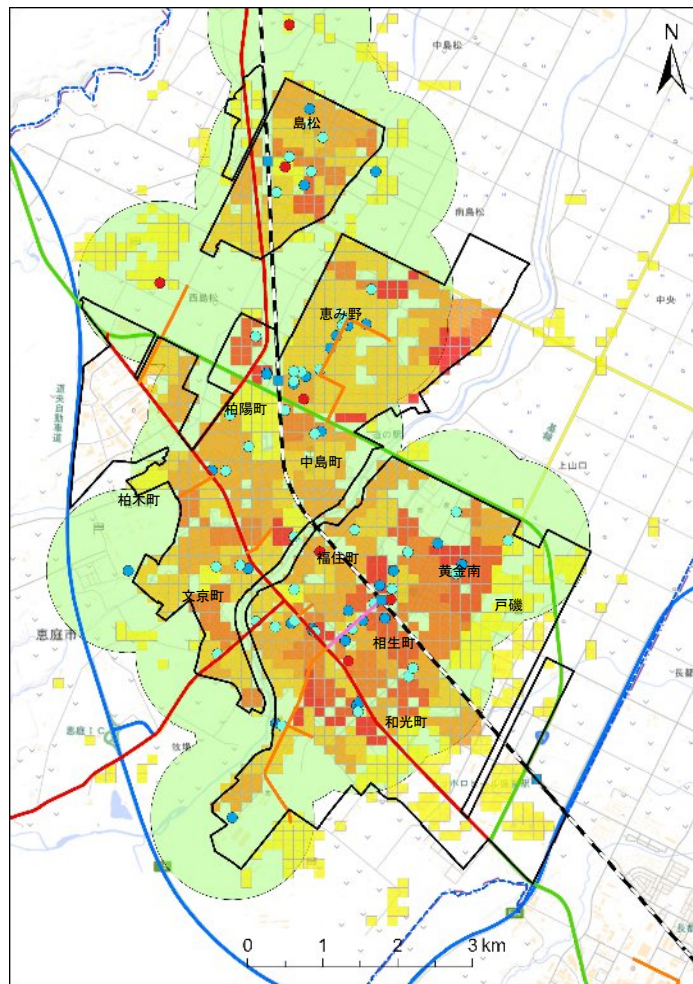
(3) 都市機能－医療

北柏木町は徒歩サービス圏内の人口が少なく、将来的に維持することが困難になる可能性。
恵み野東は人口集積が見られるが徒歩サービス圏外。

医療施設と人口 (R2)



医療施設と人口 (R22)



医療機関

- 病院
- 診療所
- 歯科診療所

サービス圏域

■ R=800m

人口(人)

- 101以上
- 81 - 100
- 61 - 80
- 41 - 60
- 21 - 40
- 20以下

出典：国立社会保障・人口問題研究所
国土数値情報 医療機関データ (R2)
著作権：国土地理院／Esri Japan

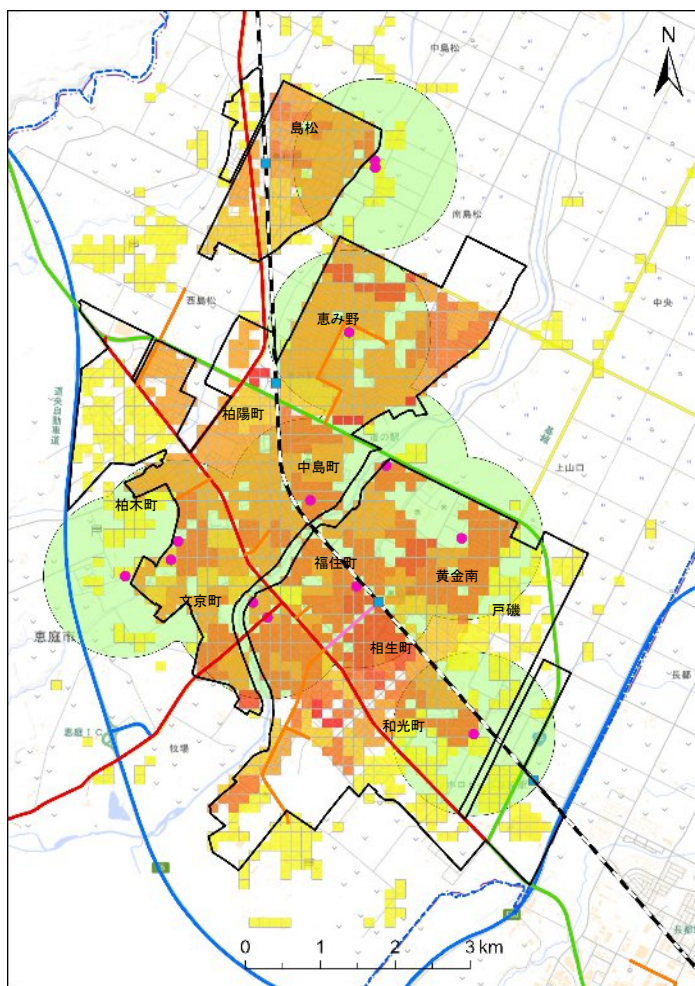
2. 現状と課題

(3) 都市機能－老人福祉

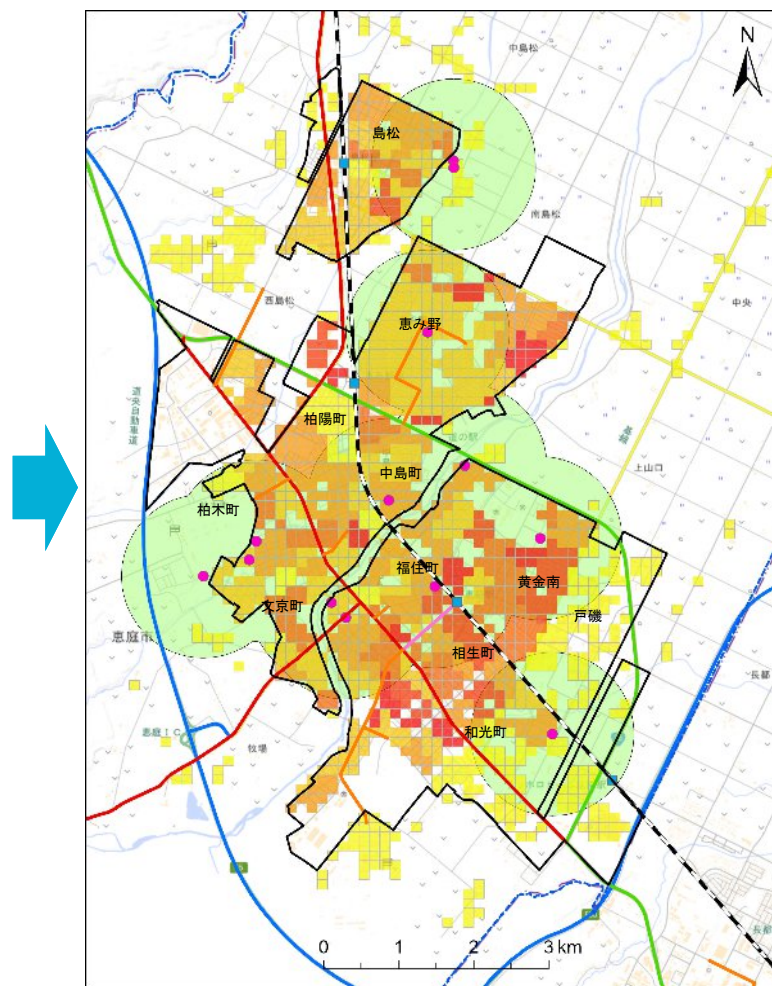
老人福祉サービスは島松寿町や北柏木町、柏陽町、恵み野里美、恵み野東、白樺町、駒場町等が徒歩サービス圏外。

柏木町や和光町は徒歩サービス圏内の人口が少なく、将来的な維持が困難になる可能性。

老人福祉施設と人口密度 (R2)



老人福祉施設と人口密度 (R22)



福祉施設

● 老人福祉施設

サービス圏域

■ R=800m

人口(人)

101以上
81 - 100
61 - 80
41 - 60
21 - 40
20以下

出典：国立社会保障・人口問題研究所
国土数値情報 福祉施設データ (R5)
著作権：国土地理院／Esri Japan

2. 現状と課題

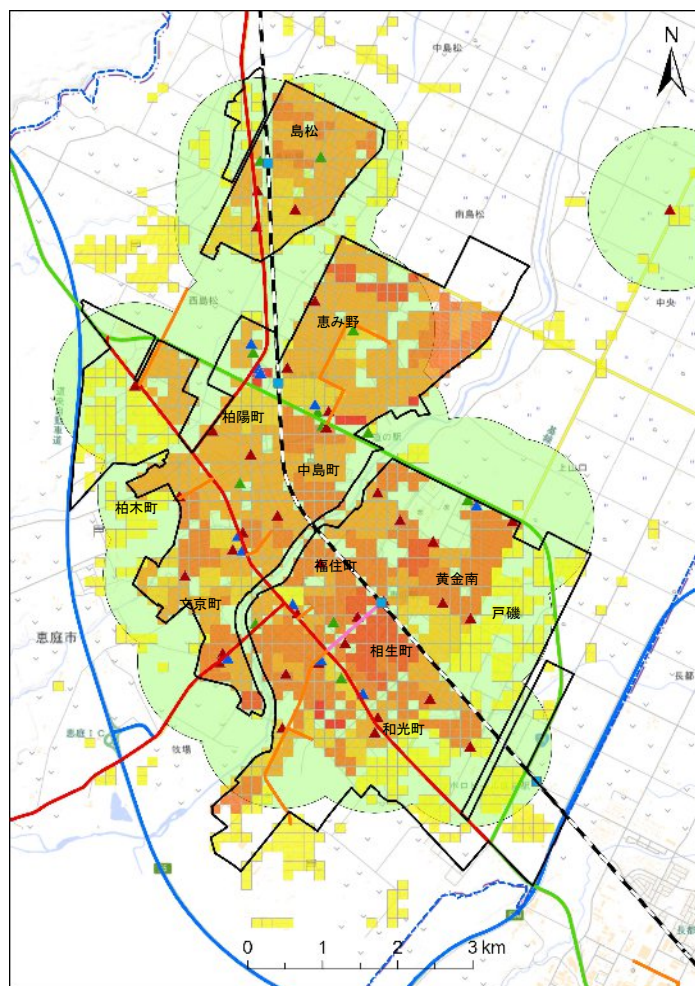
(3) 都市機能－商業

商業施設は市街化区域のほぼ全域をカバー。

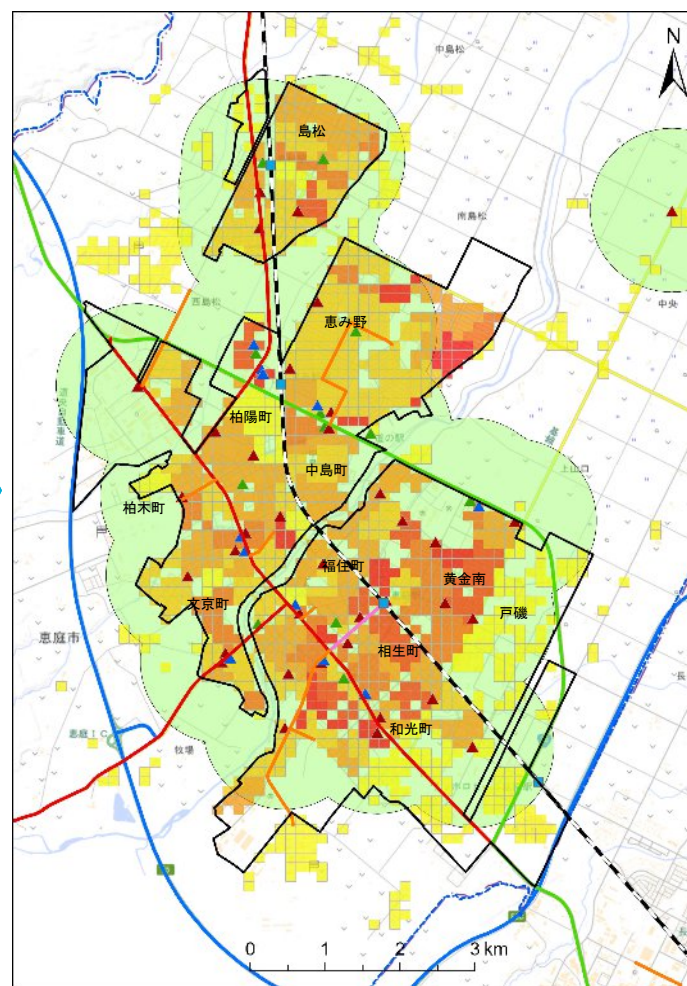
中央地域のコンビニエンスストア等、道路利用者対象の施設も立地。

人口が増加する恵み野東等の地域では、日常品を購入できる商業施設へのアクセスが課題。

商業施設と人口 (R2)



商業施設と人口 (R22)



商業施設

- ▲ スーパー
- ▲ コンビニ
- ▲ ドラッグストア

サービス圏域

■ R=800m

人口(人)

- 101以上
- 81 - 100
- 61 - 80
- 41 - 60
- 21 - 40
- 20以下

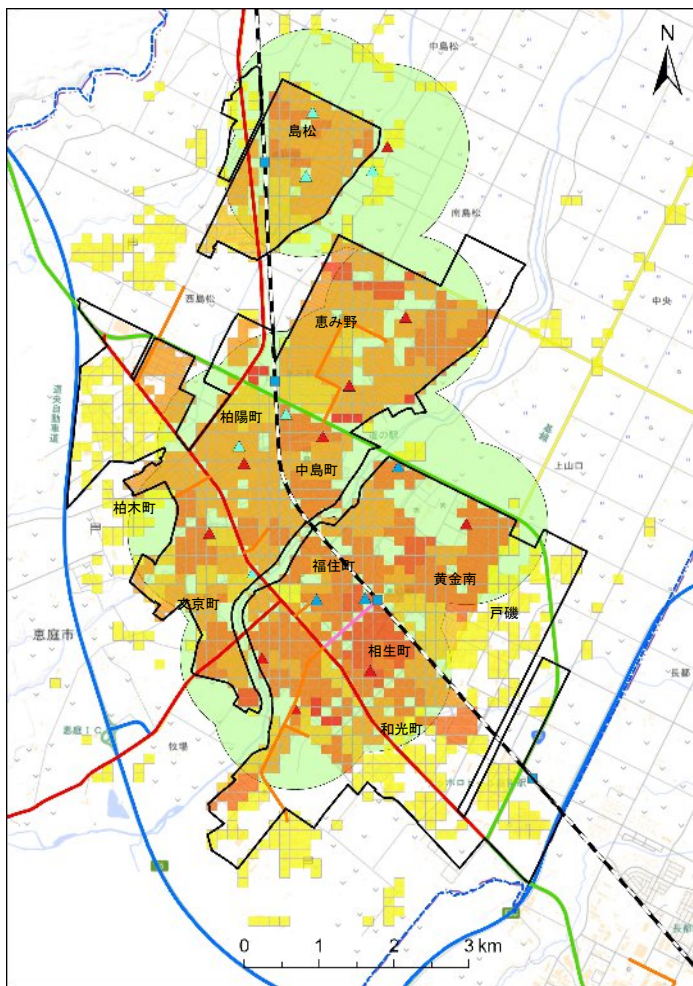
出典：国立社会保障・人口問題研究所
恵庭市移住情報パンフレット (R6年版)
著作権：国土地理院／Esri Japan

2. 現状と課題

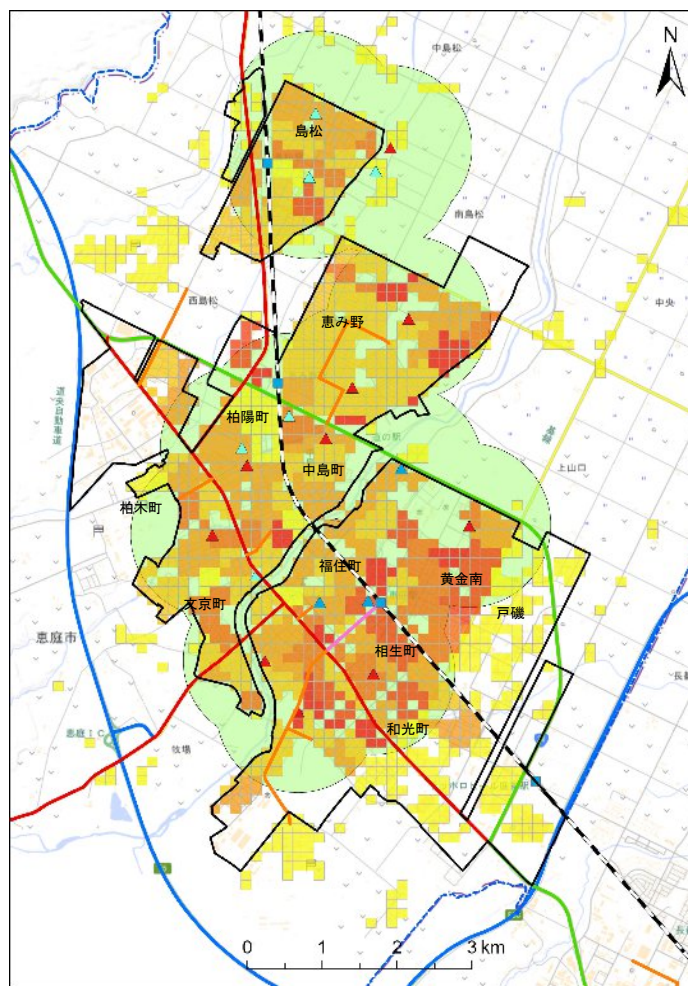
(3) 都市機能－保育

保育施設は人口集積が高い地域をカバー。
徒歩サービス圏の人口は総じて減少し、サービス水準の維持が将来的な課題。

保育施設と人口 (R2)



保育施設と人口 (R22)



保育施設
▲ 幼稚園
▲ 認定こども園
▲ 保育園

サービス圏域
R=800m

人口(人)
■ 101以上
■ 81 - 100
■ 61 - 80
■ 41 - 60
■ 21 - 40
■ 20以下

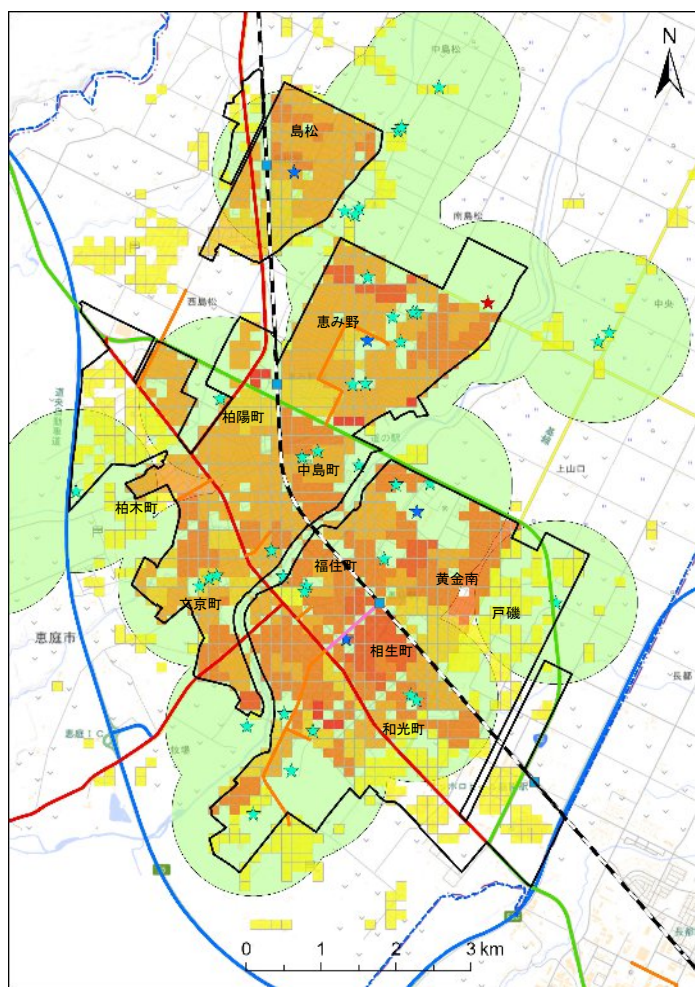
出典：国立社会保障・人口問題研究所
恵庭市ホームページ
著作権：国土地理院／Esri Japan

2. 現状と課題

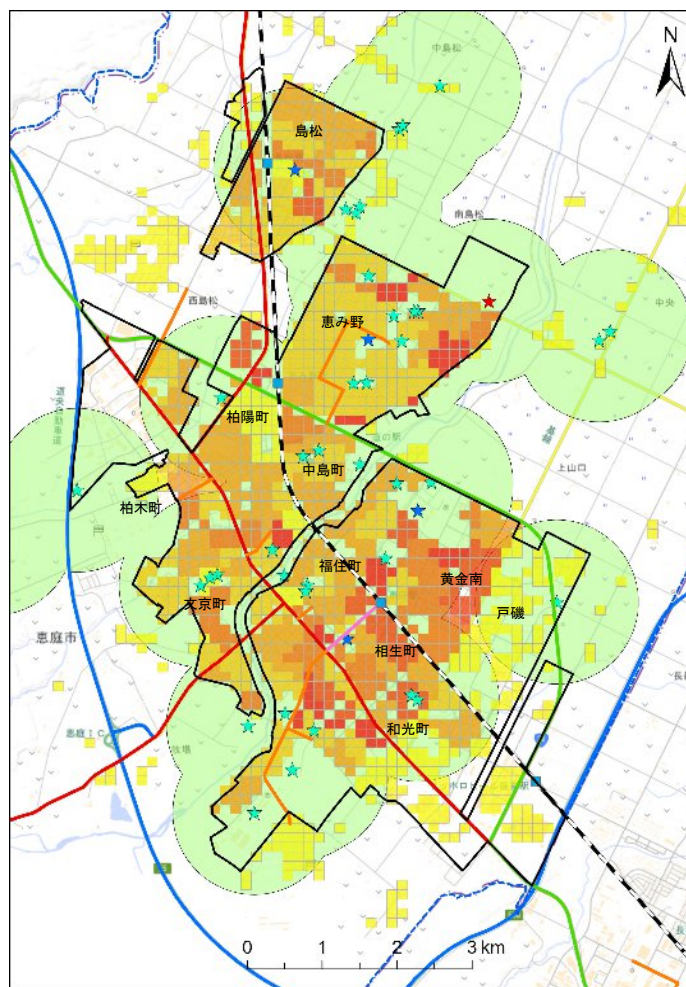
(3) 都市機能－文化

市域全体で人口減少が進むことから、駅から離れた場所に立地しているスポーツ施設は、路線バス等によるアクセス環境の維持が課題。

文化施設と人口 (R2)



文化施設と人口 (R22)



文化施設

- ★ 美術館・博物館等
- ★ 図書館
- ★ スポーツ施設

サービス圏域

■ R=800m

人口(人)

- 101以上
- 81 - 100
- 61 - 80
- 41 - 60
- 21 - 40
- 20以下

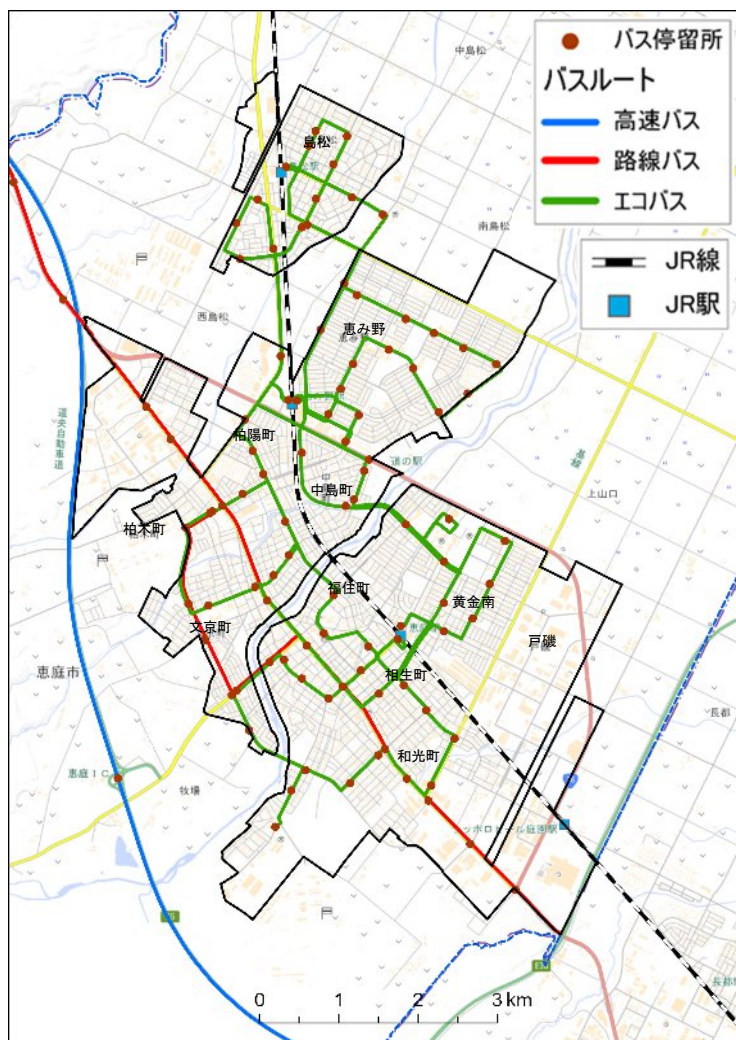
出典：国立社会保障・人口問題研究所
国土数値情報 文化施設データ (H25)
著作権：国土地理院／Esri Japan

2. 現状と課題

(4) 公共交通

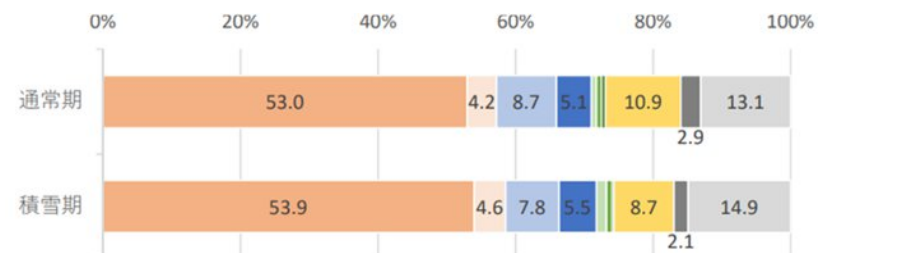
自家用車の利用率が高く、公共交通の利用が低い。
買物・通院の移動目的では、公共交通よりも徒歩・自転車の利用が多い。

公共交通 (R7)

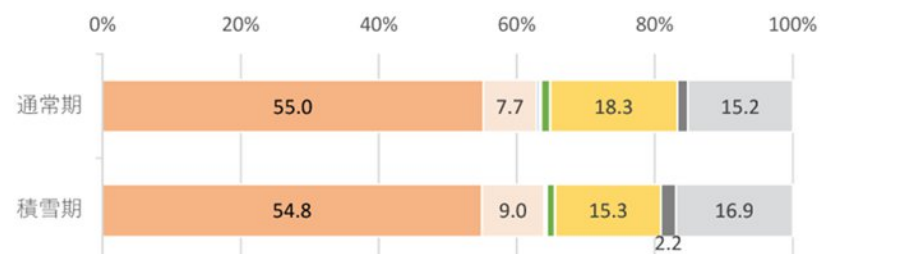


移動目的と移動手段

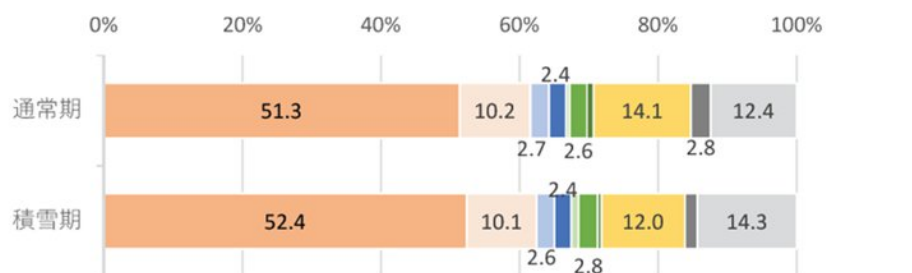
通勤
通学



買物



通院



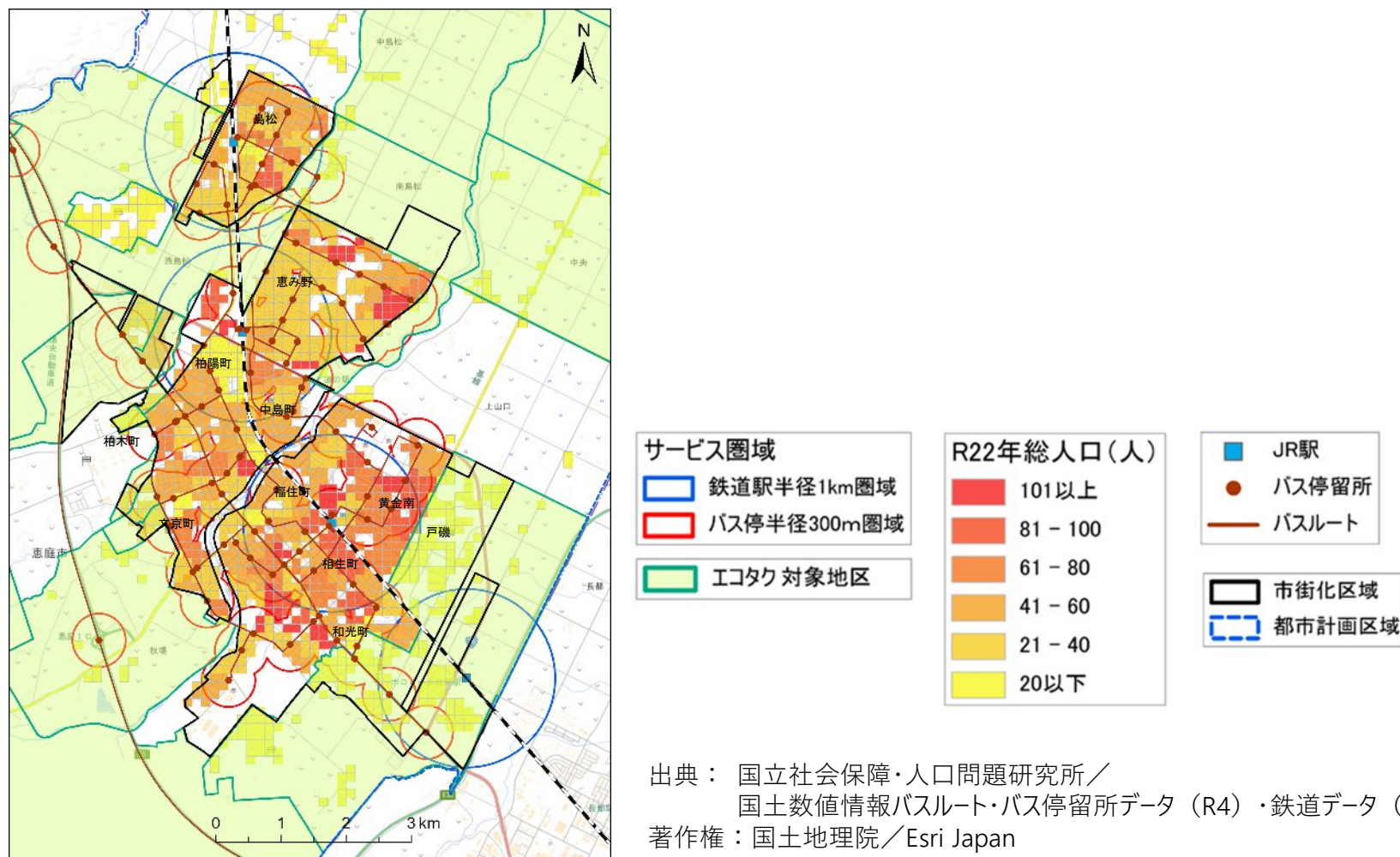
出典：公共交通計画基礎調査 市民アンケート調査 (R5)

2. 現状と課題

(4) 公共交通

恵み野駅の南西部と島松駅の北部、サッポロビール庭園駅周辺は将来人口集積が低い見込み。
路線バス停留所のいくつかは将来人口集積がみられなくなる見込み。

交通サービス圏（令和22年人口）

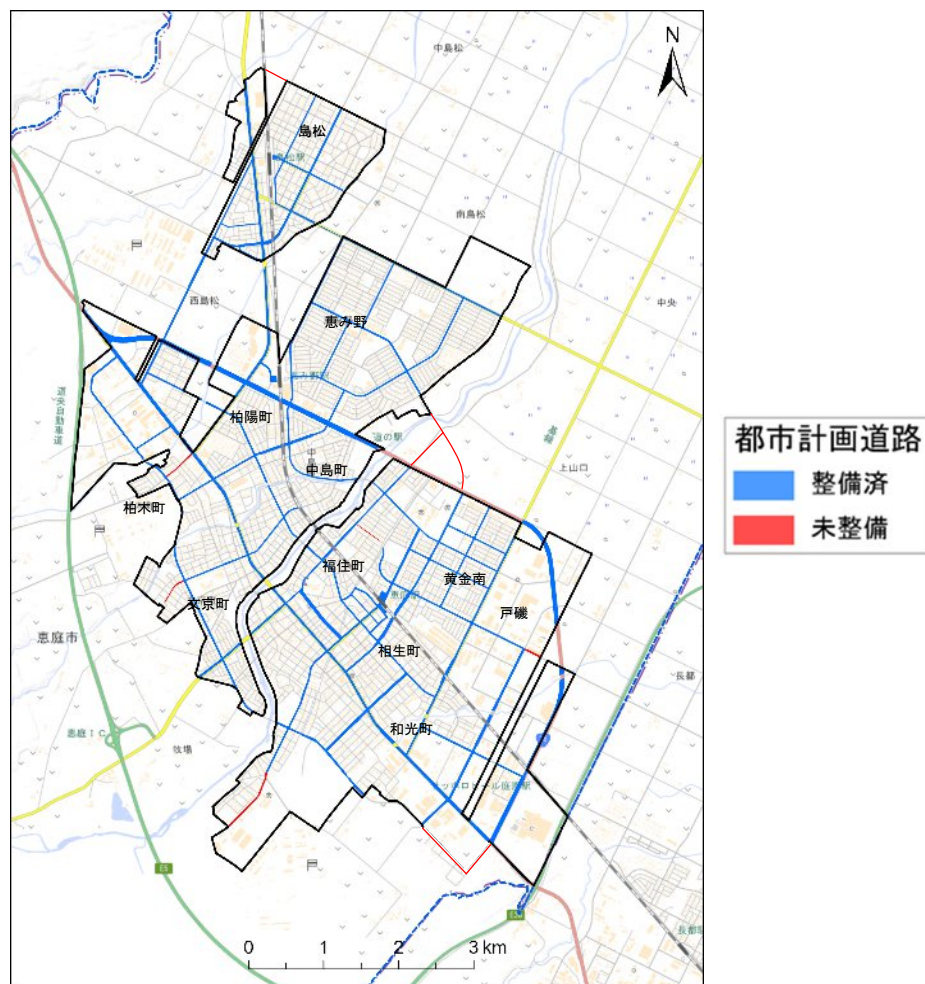


2. 現状と課題

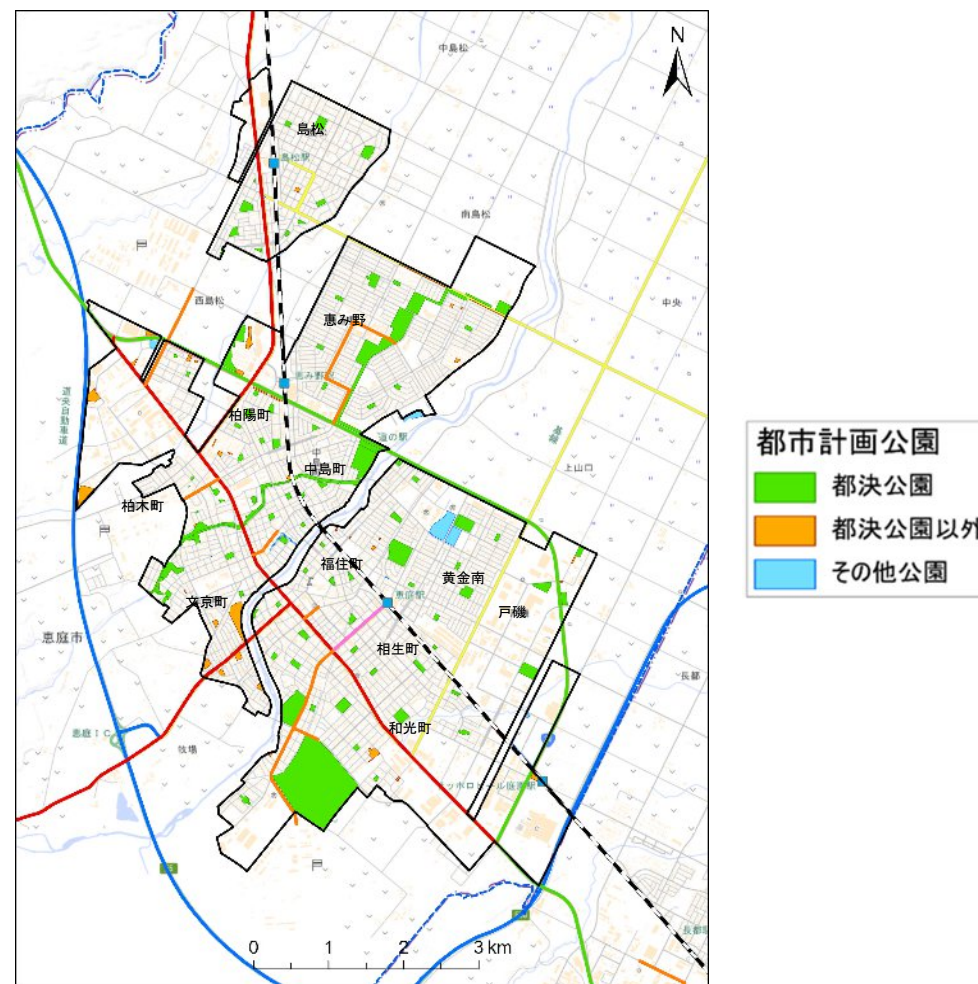
(5) 都市基盤

都市計画道路は37路線、総延長81.31キロメートル、整備率は94.5%。
都市計画公園は157箇所、182.04ha、一人当たりの公園面積は26.1m²。

都市計画道路網図



都市計画公園

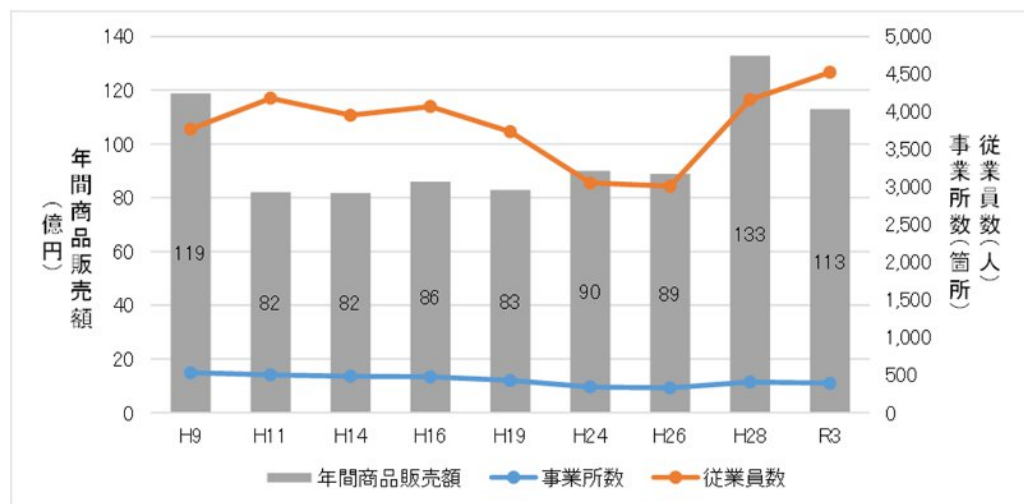


2. 現状と課題

(6) 経済

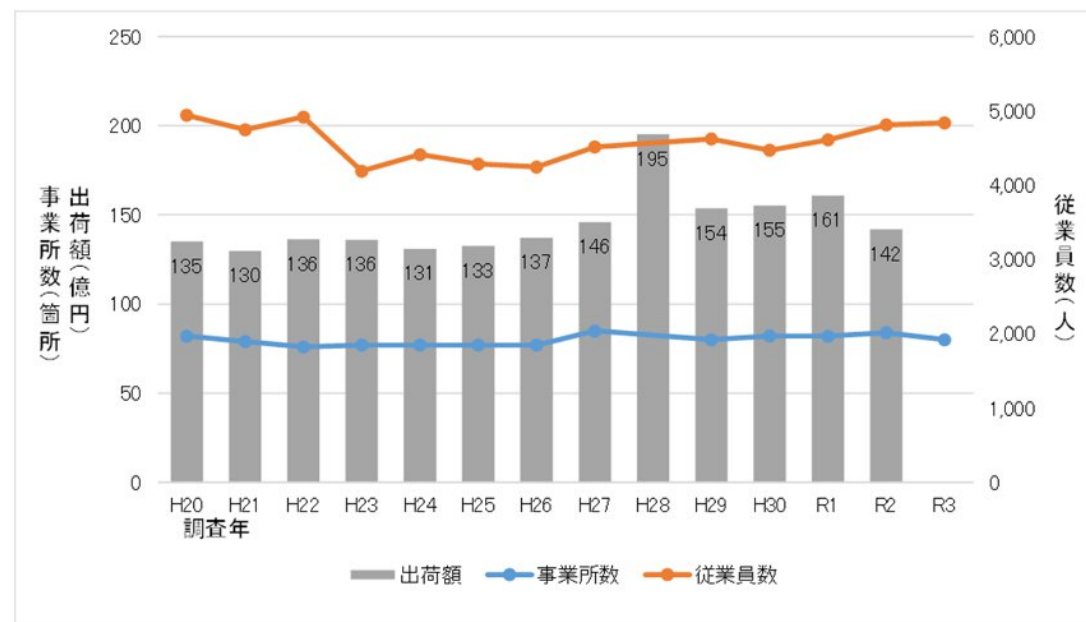
年間商品販売額、従業員数は増減を繰り返しつつも横ばいだが、卸売業、小売業の事業所数は平成9年の531箇所から令和3年の391箇所に減少。
工業の製造品出荷額、事業所数、従業者数は、横ばい。

年間商品販売額、事業所数、従業者数（卸売業＋小売業）



出典:商業統計・経済センサス活動調査

製造品出荷額、事業所数、従業者数（工業）



出典：工業統計調査・経済センサス

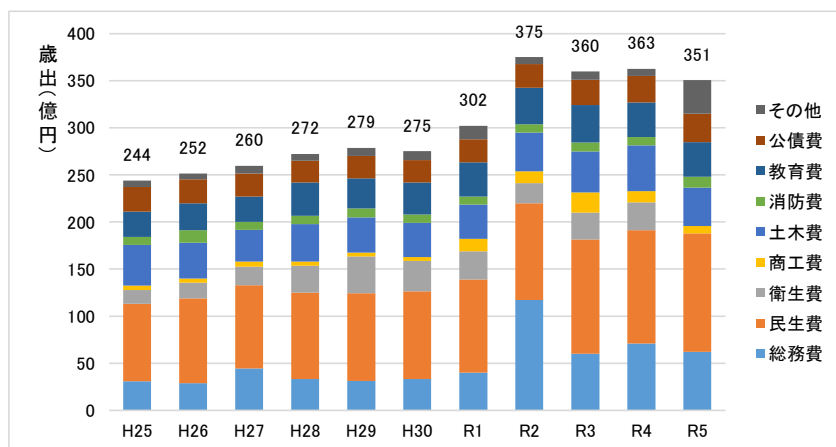
※H29年調査から調査日変更のため一部データなし

2. 現状と課題

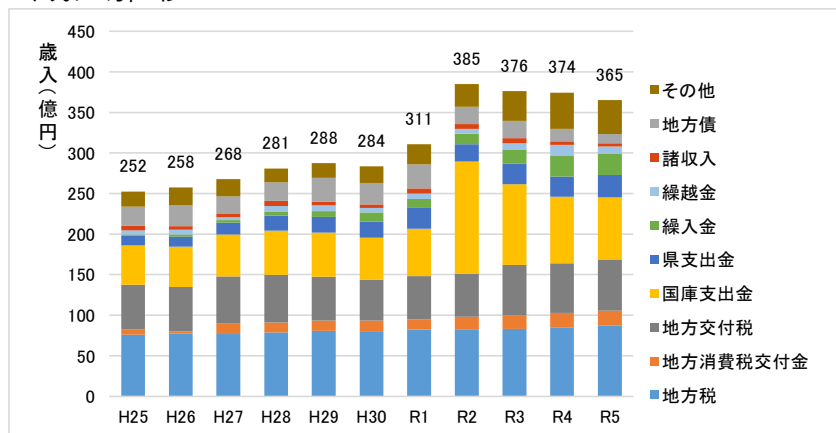
(7) 財政

歳出は増加傾向で、特に民生費の増加が大きく、高齢化の進行とともに費用が増加が懸念。
歳入も、全体として増加傾向であり、国庫支出金、繰入金、その他等が上昇傾向。
公共施設費用は過去6年間（2018年～2023年度）の平均約37億3400万円。

歳出推移

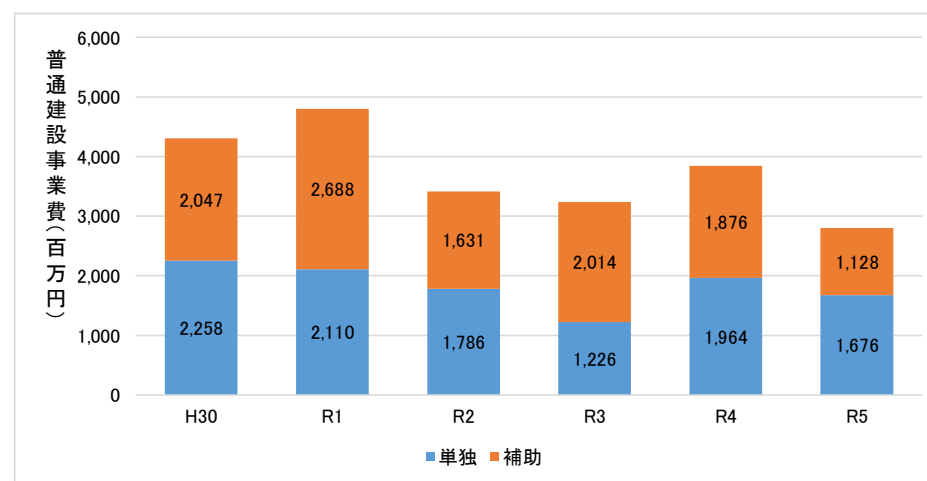


歳入推移



出典：財政関係資料 H25年度～R5年度

公共施設費用推移



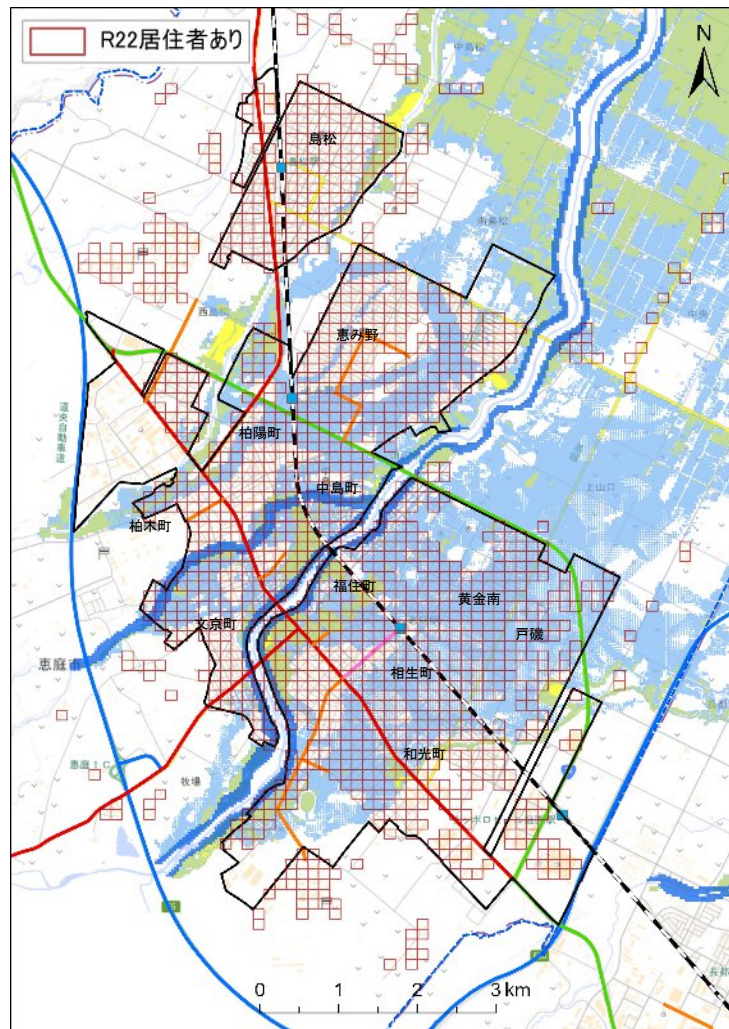
出典：財政関係資料 H30年度～R5年

2. 現状と課題

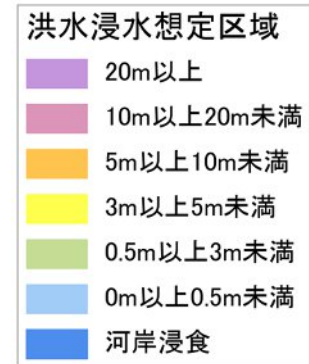
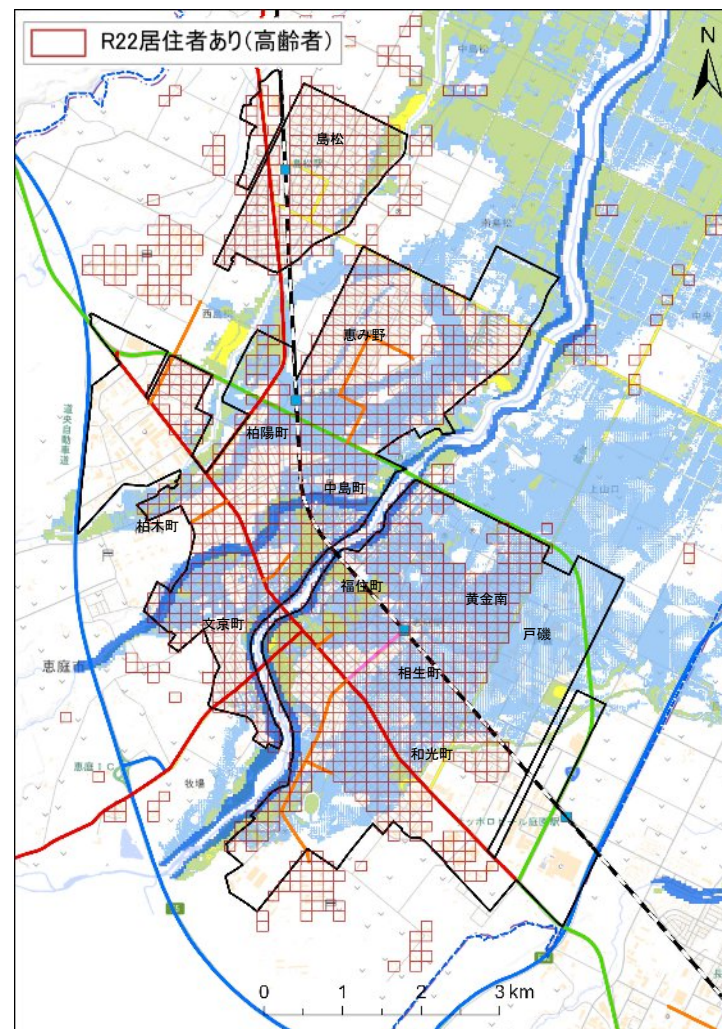
(8) 防災・安全

レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）は無く、洪水浸水の殆どは水深0.5m以下の区域。本町や有明町、島松旭町等では最大水深3.0mの洪水浸水が想定されている地域もあり。

洪水浸水想定区域と人口（R22）



洪水浸水想定区域と高齢者人口（R22）



出典：国立社会保障・人口問題研究所
国土数値情報 土砂災害警戒区域データ
・洪水浸水想定区域データ（R5）
著作権：国土地理院／Esri Japan

2. 現状と課題

現状・将来見通し・課題整理表

	現状及び将来の見通し	課 題
人口	●将来的にはゆるやかに減少する見通し ●令和22年には高齢化率37%に達する見通し ●人口増や高齢化の進展に地域差がある ●3駅に近い地域での人口減や遠い地域での人口増の見込みあり ●DIDは拡大するも高密度の地域は少ない	●子育てしやすく働きやすい生活環境づくりによる人口減少の抑制 ●高齢者の日常生活の利便性の確保 ●3駅周辺への居住誘導 ●駅から離れた住居地域における日常生活の利便性の維持・向上
土地利用	●平坦な土地に低層の住宅地が広がる水と緑、花のあるまちづくりの取組み ●土地区画整理事業が進展し、まとまった低未利用地が少ない ●島松駅と恵み野駅の間が都市空間として不連続 ●住宅用地・商業用地・工業用地の需要の高まりに対応した新たな市街地整備に向けた取組 ●住宅地・商業地の地価上昇	●ガーデンシティ確立に向けた低層まちづくりの維持・質的向上 ●点在する小規模の低未利用地の有効活用 ●恵庭駅、島松駅の徒歩圏地域における都市空間づくり ●土地需要に対応した整備市街地の提供 ●購入・相続時の負担軽減

2. 現状と課題

現状・将来見通し・課題整理表

	現状及び将来の見通し	課 題
都市機能	●小中学校の適正規模に向けた取組み ●公共施設の総量削減・抑制、機能維持しつつ統廃合の推進に向けた取組 ●公園・緑地の適正配置に向けた取組 ●柏陽地区複合施設整備、島松駅周辺再整備等、都市機能の充実にに向けた取組 ●日常生活サービス機能は中小規模の施設が広く分散して立地 ●徒歩圏内に都市機能が立地しない地域が存在	●将来人口をふまえた公共施設・公的施設等の適正配置 ●高齢化や子育て等の住民ニーズや居住誘導をふまえた公園・緑地の配置の適正化 ●官民連携による都市的サービス提供の効率化・質的向上 ●サービスの立地を維持できる利用需要の維持 ●日常生活サービスの立地誘導
公共交通	●鉄道とバスが都市間交通需要に対応 ●地域内交通のエコバスは利用が少ない ●通勤買い物での自家用車の利用率が高い ●日常生活や社会生活、地域の産業・観光等の地域経済の活性化、環境への負荷低減などを踏まえた持続可能な交通体系の構築に向けた取組	●駅周辺整備や都市機能整備と連動した公共交通ネットワークの充実 ●鉄道駅から離れた居住者の移動手段の確保 ●バス路線沿線需要の維持 ●移動に伴うCO2排出量の削減
都市基盤	●都市計画道路の整備率は91.4%・一人当たり都市公園面積は26.1m² ●道路・橋梁・公園・上下水道などの都市基盤施設も財政負担の軽減に向けた適正配置の対象 ●歩行空間の充実にに向けた取組	●官民連携による都市基盤維持の効率化・質的向上 ●生活空間や拠点間を結ぶ道路や上下水道などは、今後も計画的な維持・更新が必要 ●歩いて暮らせる生活の利便性向上と魅力向上に資する歩行空間ネットワークの形成

2. 現状と課題

現状・将来見通し・課題整理表

	現状及び将来の見通し	課 題
経済	●事業所当りの販売額と従業員数は増加傾向 ●工場集積等の産業立地 ●更なる産業立地需要の高まり	●生産性向上や雇用増に向けた市内産業の拡大 ●高齢者等の通勤時の負担軽減・公共交通サービス利用率の向上
財政	●歳入・歳出とも増加傾向・民生費の歳出が増加傾向 ●エコバス・エコタクの運行負担金が増加傾向 ●将来の財政負担の軽減・平準化のための公共施設の適正配置に向けた取組 ●地価上昇に伴う固定資産税収の増加	●将来需要をふまえた福祉施設等の適正配置や官民連携による福祉サービスの効率化 ●利用促進による公共交通サービス負担金の軽減 ●ライフサイクルコストをふまえた新たな施設整備 ●固定資産税や寄付された相続財産等の住民還元
防災・安全	●市街化区域にレッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）は無く、洪水浸水の殆どは水深0.5m以下 ●本町や有明町、島松旭町等、最大水深3.0mの洪水浸水が想定されている地域もある	●リスクの把握、安全な場所への居住誘導等、災害被害を低減させるハード・ソフトの取り組みの推進 ●避難経路や垂直避難施設等の確保

3. まちづくりの方針

「ガーデンシティの確立」に向け、「暮らし」と「交流」をテーマに、魅力あるまちづくりを進め、本市への移住・定住の促進を図ります。

恵庭市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本的な考え方

水と緑、花に囲まれた豊かな暮らしがあるまち **ガーデンシティの確立（コンパクト＋東西軸＋広域の交流軸の強化）**

3つの駅周辺
(生活拠点)の暮らし

花と緑のある住宅地の
暮らし

農を身近に感じる
田園地帯の暮らし

自然環境の中での
交流

恵庭市立地適正化計画の基本方針

花と緑のある住宅地の人口
密度の維持

- ・水・緑、花、農・自然と調和した既存住宅地環境の維持・向上と新たな住宅地の形成
- ・ライフスタイルに合わせた豊かな暮らしを実現する住環境の形成
- ・誰もが元気で快適に暮らし続けるためのコミュニティ・都市機能・公共交通との連携強化

安心・安全な暮らしを守る
防災力の向上

- ・洪水・土砂災害による被災リスクの低減
- ・発災時に備えた避難経路・避難所の整備推進
- ・被災後の復旧支援・暮らしを維持するための対応強化
- ・災害リスクの周知強化と地域防災力の向上

暮らし方を豊かで便利にする
都市機能の適正配置

- ・鉄道3駅周辺の生活拠点への都市機能の集積
- ・公共施設の有効な活用による地域コミュニティ機能と身近な生活サービス機能の充実
- ・都市基盤施設の長寿命化・将来的な整備・維持費の平準化

公共交通が充実した歩いて
暮らせるまちづくりの推進

- ・水と緑、花が豊かな環境のなかを歩いて暮らせる歩行空間の充実
- ・環境に優しく、低炭素社会を実現する総合的な交通体系の確立と情報インフラの充実
- ・公共交通ネットワークの利用促進
- ・住宅地と生活拠点の連携強化

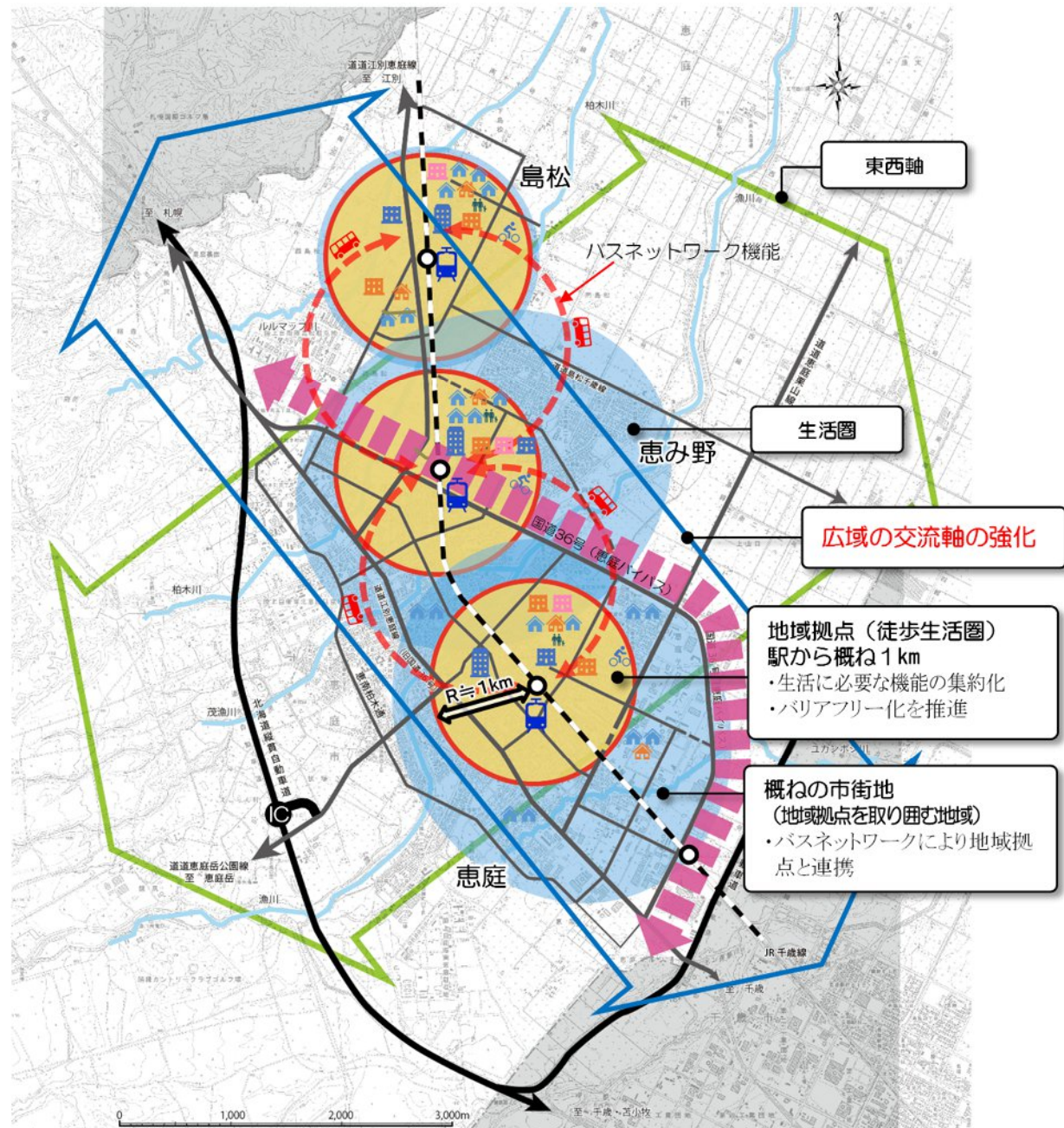
4. 目指すべき都市像

立地適正化計画で目指す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方

= 都市計画マスタープランにおける将来都市構造



都市計画マスタープランにおける将来都市構造を、立地適正化計画における「目指すべき都市の骨格構造」とします。



出典：令和3年版 恵庭市都市計画マスタープラン（令和7年改定）
著作権：国土地理院／Esri Japan

5. 区域設定の方針

居住誘導区域

都市計画運用指針（第13版令和7年3月 より要約整理）

（1）基本的な考え方

- 1）人口減少の中にあっても区域内の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保する。
- 2）市域全体を概観しつつ、区域内においては良好な居住環境を確保し、公共投資などの都市経営の効率化を図る。

（2）区域設定の考え方

- 1）都市機能や居住が集積している中心的な拠点と生活拠点、及びその周辺の区域
- 2）拠点に公共交通で比較的容易にアクセスでき、中心的な拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 3）都市機能や居住が一定程度集積している区域

（3）留意事項

- 1）人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に勘案した適切な区域設定とする。
- 2）農地、生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず保全を図る

4. 区域設定の方針

居住誘導区域

区域設定の方針

- 市街化区域は、全域で一定の人口密度が維持される見込みであり、鉄道・バス等による地域拠点へのアクセスを今後も維持していくことを前提に、基本的には市街化区域のうち居住に適さない区域を除外した区域を居住誘導区域とする。
- 市街化区域外の生活空間や農村集落等の維持、新たな住宅地についても重要な観点であることから、法律に基づくものではない任意の事項として、方針や施策等を参考として記載する。

4. 区域設定の方針

居住誘導区域

区域設定の方針

①居住に適さない区域の除外



- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を除外
- 「工業地域」かつ「地区計画で居住を制限」している区域を除外

②まちづくりの方向性を踏まえた ゾーン設定



便利ゾーン

- 都市機能誘導区域と重なる区域
- 集合住宅のほか高齢者向け住宅なども積極的に誘導し、高齢者でも安心して歩いて暮らせるゾーンを形成

ゆとりゾーン

- 多様な世代の居住誘導を積極的に図る区域
- 徒歩・公共交通で利便性の高い生活が享受できる駅800m圏や基幹バス300m圏(例えば運行本数往復60本以上)を中心に設定

維持ゾーン

- 現在の市街地密度と公共交通サービス水準の維持を図る区域
- 多様な交通手段も含めて移動環境を確保
- バス路線沿線を基本に、ハザードエリアを除く範囲を設定

③居住誘導区域の詳細

- 地形・地物、用途地域、交通の利便性等を参考に区域界を設定

5. 区域設定の方針

都市機能誘導区域

都市計画運用指針（第13版令和7年3月 より要約整理）

（1）基本的な考え方

- 1）一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内での支援措置を事前明示することにより、生活サービス施設の誘導を図る。
- 2）原則として、医療・福祉・商業等の都市機能を中心的な拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。

（2）誘導区域設定の考え方

- 1）都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- 2）区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

（3）留意事項

- 1）都市機能誘導区域は、主要な中心的拠点のみならず、歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、区域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定めることが望ましい。

4. 区域設定の方針

都市機能誘導区域

区域設定の方針

- 都市計画マスタープランの地域拠点を核に、市民・来街者がアクセスしやすく、徒歩圏で回遊できる「**便利ゾーン**」内に、**高次都市機能をはじめとする都市機能**を誘導する範囲を設定する。
- 多様な世代の居住誘導を図る「**ゆとりゾーン**」内に、**日常生活を支える都市機能**を誘導する範囲を設定する。

4. 区域設定の方針

都市機能誘導区域

区域設定の方針

①便利ゾーン内区域



鉄道駅徒歩圏を基本に、以下の区域を含む市街化区域

- ☐ 鉄道駅周辺の主要な公共施設や集客施設が立地する区域
- ☐ 拠点形成に資する公共施設や都市基盤等の整備事業を行う区域
- ☐ 商業系用途地域等都市機能が集積している区域

②ゆとりゾーン内区域

路線バス停留所徒歩圏を基本に、以下の区域を含む市街化区域

- ☐ 路線バス停留所周辺の主要な公共施設や集客施設が立地する区域
- ☐ 日常生活に資する公共施設や都市基盤等の整備事業を行う区域
- ☐ 住居系用途地域であっても身近な都市機能が集積している区域

5. 区域設定の方針

都市機能誘導施設

都市計画運用指針（第13版令和7年3月 より要約整理）

（1）基本的な考え方

- 1）区域ごとに都市機能の立地を誘導する都市機能増進施設を設定する。
- 2）誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から設定する。
- 3）具体の整備計画のある施設を設定することを検討する。
- 4）現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める。

（2）誘導施設設定の考え方

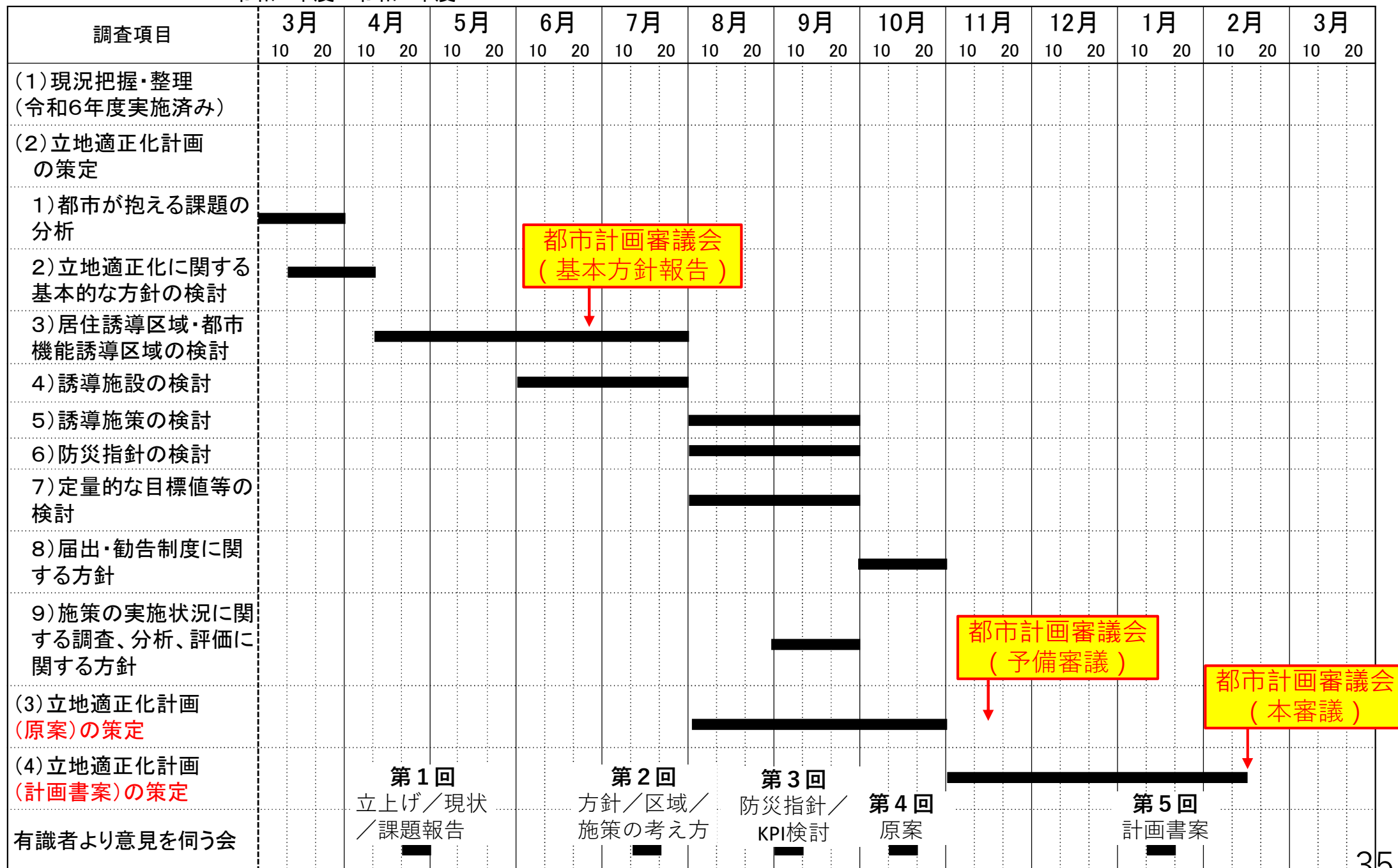
- 1）高齢化の中で必要性の高まる施設：病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター等
- 2）子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設：幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 3）集客力がありまちの賑わいを生み出す施設：図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 4）行政サービスの窓口機能を有する施設：市役所支所等の行政施設

（3）留意事項

- 1）都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要すること。

6. 策定スケジュール

令和6年度 令和7年度



7. 今後の主な都市計画スケジュール（案）

立地適正化計画策定（恵庭市決定）

●スケジュール（案）

令和7年1 1月中旬 恵庭市都市計画審議会（予備審議）

令和7年1 1月中旬

～1 2月下旬 市民説明会・パブリックコメント

令和8年 2月中旬 恵庭市都市計画審議会（本審議）

令和8年 3月下旬 計画の決定

千歳恵庭圏 都市計画公園（いこい公園）の変更（恵庭市決定）

●スケジュール（案）

令和7年1 1月中旬 恵庭市都市計画審議会（予備審議）

令和8年 1月中旬 案の縦覧

令和8年 2月中旬 恵庭市都市計画審議会（本審議）

令和8年 3月下旬 都市計画変更告示

7. 今後の主な都市計画スケジュール（案）

都市計画区域マスタープラン中間見直し（北海道決定）

●スケジュール（案）

令和8年	2月中旬	恵庭市都市計画審議会（予備審議）
令和8年	2月下旬	北海道へ案の申し出
令和8年	3月	パブリックコメント（北海道）
令和8年	8月	恵庭市都市計画審議会（本審議）
令和8年	9月	北海道都市計画審議会
令和8年	10月	都市計画変更告示（北海道）

都市計画区域マスタープランとは

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称で、
都市計画区域ごとに都道府県が定める都市計画の総合的な方針